

**第5回
相模原市・藤野町合併協議会**

日時：平成17年11月7日（月）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第 27 号	使用料、手数料の取扱いについて	1
協議第 28 号	一部事務組合等の取扱いについて	108
協議第 29 号	清掃事業の取扱いについて	112
協議第 30 号	消防業務及び消防団の取扱いについて	122
協議第 31 号	防災事業の取扱いについて	132
協議第 32 号	地域自治区等の設置及び都市内分権について	138

< 報告事項 >

報告第 11 号	各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その 3	146
----------	--------------------------	-----

協議第27号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

使用料、手数料の取扱いの考え方について

1 施設等の使用料の取扱いの考え方

施設等の使用料は、施設利用の対価であり、施設の内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則として現行どおりとする。

しかしながら、行政財産の目的外使用料など新市としての一体性の確保や負担の適正化の観点から合併時に統一した方が望ましいと考えられるものについては、相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

2 占用料の取扱いの考え方

道路や河川の占用料は、使用料の一種であるが、他の使用料と異なり施設の内容や建設年度などにより料金の格差を設けることは合理的でなく、むしろ新市としての一体性を保つことが望ましいと考えられるため、相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

3 手数料の取扱いの考え方

手数料は、特定のものに提供する役務の対価として徴収するものであり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。

手数料については、原則として相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
環境施設	市営斎場 柴胡が原霊園 峰山霊園	城山自然の家				現行のまま新市に引き継ぐ。
商工施設	産業会館					現行のまま新市に引き継ぐ。
観光施設	たてしな自然の村 相模川自然の村「清流の里」 相模の大凧センター 相模川ふれあい科学館		鳥居原ふれあいの館 緑の休暇村センター 青野原道志川の家 緑の休暇村音久和直売所 青野原森林総合利用施設	相模湖記念館 小原の郷		現行のまま新市に引き継ぐ。
勤労者施設	勤労者総合福祉センター					現行のまま新市に引き継ぐ。
公園施設	都市公園（448箇所） 相模原麻溝公園ポニー乗馬場	都市公園（28箇所）	都市公園「総合運動公園」	都市公園「林間総合公園」 林間総合公園会議室、放送設備		現行のまま新市に引き継ぐ。
駐輪場	有料自転車駐車場（12箇所） 無料自転車駐車場（10箇所）	無料自転車駐車場（1箇所）		ふれあいパーク駐輪場	有料自転車駐車場（3箇所）	現行のまま新市に引き継ぐ。
駐車場	自動車駐車場（4箇所）			ふれあいパーク駐車場		現行のまま新市に引き継ぐ。
住宅	市営住宅 建設に係る公営住宅（20箇所） 借上げに係る公営住宅（14箇所） 特定公共賃貸住宅（1箇所）	町営住宅 建設に係る公営住宅（4箇所）	町営住宅 建設に係る公営住宅（18箇所）	町営住宅 建設に係る公営住宅（7箇所）	町営住宅 建設に係る公営住宅（6箇所）	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
学校教育施設	相模川自然の村野外体験教室 学校屋外運動場照明設備（16箇所） 学校屋外運動場（61箇所） 学校屋内運動場（81箇所）	学校屋外運動場照明施設（1箇所） 学校屋外運動場（6箇所） 学校屋内運動場（6箇所） 公立幼稚園（1園）	学校屋外運動場（12箇所） 学校屋内運動場（12箇所） 小、中学校（12箇所）	学校屋外運動場（5箇所） 学校屋内運動場（5箇所） 公立幼稚園（1園）	小・中学校屋外運動場（8箇所） 小・中学校屋内運動場（7箇所） 公立幼稚園（1園）	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、公立幼稚園については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行う。
生涯学習施設	総合学習センター 図書館（3館） 視聴覚ライブラリー 公民館（23館） 博物館 相模原市民ギャラリー 青少年学習センター 古民家園	公民館（1館）	生涯学習センター 図書館「報徳図書館」 中央公民館（文化会館） 公民館（2館） 尾崎弔堂記念館 合唱館	公民館（2館） 小原宿本陣	図書室 公民館（3館） 郷土資料館「ふじや」 藤野町スポーツ広場管理棟 牧郷クラブハウス	現行のまま新市に引き継ぐ。
スポーツ施設	鶴野森体育施設 プール、運動場 横山公園陸上競技場 横山公園野球場 鹿沼公園軟式野球場 相模台公園軟式野球場 淵野辺公園少年野球・ソフトボール場 公園テニス場（4箇所） 淵野辺公園「銀河アリーナ」 アイススケート場、プール、トレーニング室 スポーツ広場夜間照明施設（3箇所）	横山スポーツ広場野球場 中沢スポーツ広場 野球場、テニスコート 町民の森テニスコート 町民の森野球場（2面） 小倉スポーツ広場 やまびこテニスコート、こだまプール	串川総合運動公園 多目的グラウンド、ゲートボール場、和室、会議室 青野原総合運動場 多目的グラウンド、テニスコート、照明施設 国体記念鳥屋スポーツ公園 多目的グラウンド、会議室、照明施設 緑の休暇村テニスコート 総合運動公園 多目的グラウンド、テニスコート、照明施設	林間総合公園 テニスコート、ゲートボール場、野球場 与瀬町民グラウンド 照明施設 内郷町民グラウンド 照明施設 武道場 小原プール	藤野町スポーツ広場 陸上競技場、野球場、テニスコート、ゲートボールコート、クライミングボード、夜間照明施設 日連運動場 野球場、ゲートボールコート 吉野イベント・パーク 広場、マレットゴルフ 藤野やまなみ運動公園 ゲートボールコート 牧郷運動公園	現行のまま新市に引き継ぐ。
体育館	総合体育館 北総合体育館 けやき体育館（障害者専用） 相模原市体育館				牧郷体育館	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
水泳場	総合水泳場					現行のまま新市に引き継ぐ。
産業施設					生活改善センター(12施設) 集会施設ほか(12施設) 農村環境改善センター	現行のまま新市に引き継ぐ。
財産管理	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、電柱等に係る土地使用料については合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。
占用料	排水施設等占用料(下水道) 河川占用料 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 道路占用料	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、電柱等に係る占用料については合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。
公共下水道等	公共下水道使用料	公共下水道使用料	公共下水道使用料 水道使用料	公共下水道使用料	公共下水道使用料 水道使用料 農業集落排水施設使用料	公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。 水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。 農業集落排水施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。
温泉施設			いやしの湯 ・温泉施設使用料 ・貸切休憩室使用料		やまなみ温泉 ・浴場使用料 ・特別室使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
町営バス					町営バス ・普通運賃 大久和東野線 大久和篠原線 篠原赤沢線 ・通勤定期運賃 ・通学通園定期運賃 ・荷物運賃	現行のまま新市に引き継ぐ。

2 使用料等一覧

* 記載されている施設の使用料は条例上の金額であり、利用料金制度が導入されている施設については、実際のコストと異なる場合がある。

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
文化施設 〔公共ホール〕	相模原市民会館			
	区分		1日 (9時～22時)	
	ホ ー ル	平日	86,000円	
		土曜日・日曜日・休日	113,000円	
	会 議 室	第1大会議室	13,600円	
		第1中会議室	4,500円	
		第2大会議室	6,800円	
		第2中会議室	4,500円	
		第2小会議室	2,300円	
		第3小会議室	1,800円	
		講習室	3,600円	
		第3中会議室	4,000円	
		第4小会議室	1,300円	
		第5小会議室	800円	
		第6小会議室	800円	
		あじさいの間	17,200円	
		けやきの間	8,900円	
	ひばりの間	6,100円		
	相模原市文化会館			
	区分		1日 (9時～22時)	
	大ホ ー ル	客席数1,790 席の場合	平日	215,000円
			土曜日	284,000円
			日曜日 休日	
		客席数1,240 席の場合	平日	149,000円
			土曜日	197,000円
			日曜日 休日	
多目的ホール		平日	27,000円	
		土曜日	36,100円	
		日曜日		
		休日		

施設 区分	藤野町
文化施設 〔公共ホール〕	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																					
文化施設 〔公共ホール〕	社のホールはしもと																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用区分</th> <th>1日 (9時～22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ホール</td> <td>平日</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>107,000円</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多目的室</td> <td>平日</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室1</td> <td></td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>練習室2</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>練習室3</td> <td></td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>セミナールーム1</td> <td></td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>セミナールーム2</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 778 651 802">相模原南市民ホール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 805 651 976"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホール利用料金</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>1日 9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用区分	1日 (9時～22時)	ホール	平日	80,000円	土曜日	107,000円	日曜日		休日		多目的室	平日	18,000円	土曜日	24,000円	日曜日		休日		練習室1		3,400円	練習室2		5,500円	練習室3		3,400円	音楽スタジオ		5,500円	セミナールーム1		2,800円	セミナールーム2		4,600円	相模原南市民ホール					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホール利用料金</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>1日 9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table>	ホール利用料金		区分	1日 9時～22時	平日	28,000円	土曜日・日曜日・休日	38,000円			
	施設	利用区分	1日 (9時～22時)																																																						
	ホール	平日	80,000円																																																						
		土曜日	107,000円																																																						
		日曜日																																																							
		休日																																																							
	多目的室	平日	18,000円																																																						
		土曜日	24,000円																																																						
		日曜日																																																							
休日																																																									
練習室1		3,400円																																																							
練習室2		5,500円																																																							
練習室3		3,400円																																																							
音楽スタジオ		5,500円																																																							
セミナールーム1		2,800円																																																							
セミナールーム2		4,600円																																																							
相模原南市民ホール																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホール利用料金</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>1日 9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table>	ホール利用料金		区分	1日 9時～22時	平日	28,000円	土曜日・日曜日・休日	38,000円																																																	
ホール利用料金																																																									
区分	1日 9時～22時																																																								
平日	28,000円																																																								
土曜日・日曜日・休日	38,000円																																																								

施設 区分	藤野町
文化施設 〔公共ホ ール〕	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
男女共同参画施設	男女共同参画推進センター				
	1 専用使用料				
	利用単位 (時間) 室名	午前 (9時から 12時まで)	午後 (13時から 17時まで)	夜間 (18時から 22時まで)	全日 (9時から 22時まで)
	セミナー ルーム1	3,700円	5,100円	5,600円	14,400円
	セミナー ルーム2	1,700円	2,400円	2,600円	6,700円
	セミナー ルーム3	700円	900円	1,000円	2,600円
	セミナー ルーム4	700円	900円	1,000円	2,600円
	セミナー ルーム5 (食工房)	2,700円	3,700円	4,100円	10,500円
	セミナー ルーム6 (生活工房)	900円	1,300円	1,400円	3,600円
	2 個人使用料				
利用単位 (時間) 室名	午前 (9時から12 時まで)	午後 (13時から17 時まで)	夜間 (18時から22 時まで)		
セミナー ルーム1	各区分ごとに 1人 200円 (小学生以上の者)				
セミナー ルーム5(食 工房)					
セミナー ルーム6(生 活工房)					

施設 区分	藤野町
男女 共同 参画 施設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																			
福祉施設	児童館（25館） 無料 こどもセンター（19館） 無料 児童クラブ（55館） 児童1人につき月額4,700円とする。 老人福祉センター（2館） 無料 南大野老人いこいの家 無料 新磯ふれあいセンター	児童センター（1館） 無料 児童クラブ（児童センターに併設 1館） 児童1人につき月額4,300円とする。	学童クラブ（3館） 児童1人につき月額8,000円とする。 老人福祉センター（文化福祉会館内に併設 1館） 無料 津久井地域福祉センター 無料	学童クラブ（1館） 児童1人につき月額8,500円とする。 老人福祉センター（1館） 無料 さがみ湖リフレッシュセンター																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>大人 200円</td> </tr> <tr> <td>小人 100円</td> </tr> <tr> <td>陶芸窯室</td> <td>陶芸窯での焼成1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用単位	利用料金	浴室	1回	大人 200円	小人 100円	陶芸窯室	陶芸窯での焼成1時間につき	300円																																												
	施設	利用単位	利用料金																																																				
	浴室	1回	大人 200円																																																				
			小人 100円																																																				
	陶芸窯室	陶芸窯での焼成1時間につき	300円																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位(時間)</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大広間</td> <td>夜間(18時～22時)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>交流広場</td> <td>1日(9時～22時)</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多目的ホール</td> <td>全面 240m²</td> <td>1日(9時～22時) 9,300円</td> </tr> <tr> <td>(1) 131m²</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 61m²</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 48m²</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用単位(時間)	利用料金	大広間	夜間(18時～22時)	1,000円	交流広場	1日(9時～22時)	2,800円	多目的ホール	全面 240m ²	1日(9時～22時) 9,300円	(1) 131m ²	5,000円	(2) 61m ²	2,300円	(3) 48m ²	2,000円																																				
	施設	利用単位(時間)	利用料金																																																				
	大広間	夜間(18時～22時)	1,000円																																																				
	交流広場	1日(9時～22時)	2,800円																																																				
多目的ホール	全面 240m ²	1日(9時～22時) 9,300円																																																					
	(1) 131m ²	5,000円																																																					
	(2) 61m ²	2,300円																																																					
	(3) 48m ²	2,000円																																																					
高齢者デイサービスセンター（3館） 介護保険法の規定により算定した額 高齢者介護支援センター（2館） 無料																																																							
療育センター「陽光園」 療育相談施設 無料 ただし、児童デイサービスについては 児童福祉法の規定により算定した額 知的障害児通園施設 無料 肢体不自由児通園施設 無料 知的障害者通所更生施設 知的障害者福祉法の規定により算定した額	障害者地域作業所つくしの家 無料	障害者地域作業所 無料																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">徴収単位</th> <th colspan="2">町内</th> <th colspan="2">企業及び町外等</th> <th rowspan="3">国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平日</th> <th colspan="2">平日</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td>午前8時30分 から午後12時 まで</td> <td>午後1時から 午後5時 まで</td> <td>午前8時30分 から午後12時 まで</td> <td>午後1時から 午後5時 まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふれあいルーム1</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="6">平日における使用料の金額に、その金額の2/10に相当する金額を加算して得た金額</td> </tr> <tr> <td>ふれあいルーム2</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>憩いの間</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>貸出不可</td> <td>貸出不可</td> </tr> <tr> <td>ボランティアルーム</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>貸出不可</td> <td>貸出不可</td> </tr> </tbody> </table>	徴収単位	町内		企業及び町外等		国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日	平日		平日		午前	午後	午前	午後	室名	午前8時30分 から午後12時 まで	午後1時から 午後5時 まで	午前8時30分 から午後12時 まで	午後1時から 午後5時 まで		ふれあいルーム1	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円	平日における使用料の金額に、その金額の2/10に相当する金額を加算して得た金額	ふれあいルーム2	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円	研修室	500円	500円	1,500円	1,500円	調理実習室	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	憩いの間	500円	500円	貸出不可	貸出不可	ボランティアルーム	800円	800円	貸出不可	貸出不可	
徴収単位	町内		企業及び町外等		国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日																																																		
	平日		平日																																																				
	午前	午後	午前	午後																																																			
室名	午前8時30分 から午後12時 まで	午後1時から 午後5時 まで	午前8時30分 から午後12時 まで	午後1時から 午後5時 まで																																																			
ふれあいルーム1	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円	平日における使用料の金額に、その金額の2/10に相当する金額を加算して得た金額																																																		
ふれあいルーム2	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円																																																			
研修室	500円	500円	1,500円	1,500円																																																			
調理実習室	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円																																																			
憩いの間	500円	500円	貸出不可	貸出不可																																																			
ボランティアルーム	800円	800円	貸出不可	貸出不可																																																			

施設
区分

藤野町

学童クラブ(1館)

児童1人につき月額10,000円とする。

佐野川デイサービスセンター

区 分		1 日	午前・午後 又は夜間
一 階	調理室 ・ 食堂	6,000円	3,000円
	機能訓練室	3,000円	1,500円
	相談室	3,000円	1,500円
二 階	会議室・ 介護教室	3,000円	1,500円

佐野川児童館

区 分	1 日	午前・午後 又は夜間
集会室	3,000円	1,500円

区分	使用料	
	1 日	午前・午後又は夜間
青少年広場	7,000円	3,500円

区分		使用料	
		1時間につき	1時間を超え30分につ き
夜間照明 の	町に住所を有するも の	1,000円	500円
	上記以外のもの	2,000円	1,000円

福祉
施設

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																																																																																																																																														
福祉施設	障害者支援センター「松が丘園」 知的障害者通所授産施設 知的障害者福祉法の規定により算定した額 身体障害者通所授産施設 身体障害者福祉法の規定により算定した額 上九沢身体障害者サービスセンター 身体障害者福祉法の規定により算定した額 市民福祉会館「あじさい会館」 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用単位</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(時間)</th> <th>(17時～21時)</th> <th>(18時～22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第1号の施設</td> <td>大和室</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1和室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号の施設</td> <td>第2和室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号の施設</td> <td>第3和室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用単位</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(時間)</th> <th>(9時～12時)</th> <th>(13時～17時)</th> <th>(18時～22時)</th> <th>(9時～22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第5号の施設</td> <td>ホ－ル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平日</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土曜日</td> <td>8,000円</td> <td>13,000円</td> <td>17,000円</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日曜日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1展示室</td> <td>2,400円</td> <td>3,400円</td> <td>3,700円</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2展示室</td> <td>1,600円</td> <td>2,100円</td> <td>2,400円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講習室</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> <td>1,500円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> あじさい会館南分室 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用単位</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(時間)</th> <th>(17時～21時)</th> <th>(18時～22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第2項第1号の施設</td> <td>高 齢 者 交 流 室</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>第3条第2項第2号の施設</td> <td>情報交換ルーム</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用単位		夜間		(時間)		(17時～21時)	(18時～22時)	施設区分				第3条第1項第1号の施設	大和室	4,000円	4,000円		第1和室	1,500円	1,500円	第3条第1項第2号の施設	第2和室	900円	900円	第3条第1項第3号の施設	第3和室	900円	900円	利用単位		午前	午後	夜間	全日	(時間)		(9時～12時)	(13時～17時)	(18時～22時)	(9時～22時)	施設区分						第3条第1項第5号の施設	ホ－ル						平日	5,000円	10,000円	13,000円	28,000円		土曜日	8,000円	13,000円	17,000円	38,000円		日曜日						休日						第1展示室	2,400円	3,400円	3,700円	9,500円		第2展示室	1,600円	2,100円	2,400円	6,100円		講習室	1,000円	1,400円	1,500円	3,900円		研修室	900円	1,200円	1,400円	3,500円	利用単位		夜間		(時間)		(17時～21時)	(18時～22時)	施設区分				第3条第2項第1号の施設	高 齢 者 交 流 室	1,800円	1,800円	第3条第2項第2号の施設	情報交換ルーム	1,000円	1,000円	保健福祉センター 【研修室】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時30分～21時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住</td> <td>2,300円</td> <td>3,100円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>町内在住同伴</td> <td>3,900円</td> <td>5,200円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,400円</td> <td>7,200円</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table> 【和室】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時30分～21時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>町内在住同伴</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> 【健康運動室】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1人1回 200円</td> </tr> </tbody> </table> 【A会議室】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時30分～21時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>町内在住同伴</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> 【B会議室】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>17時30分～21時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>町内在住同伴</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分	町内在住	2,300円	3,100円	3,100円	町内在住同伴	3,900円	5,200円	5,200円	その他	5,400円	7,200円	7,200円		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分	町内在住	無 料	無 料	無 料	町内在住同伴	1,800円	2,400円	2,400円	その他	2,500円	3,300円	3,300円		全 日	町内在住	無 料	その他	1人1回 200円		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分	町内在住	無 料	無 料	無 料	町内在住同伴	1,000円	1,400円	1,400円	その他	1,500円	2,100円	2,100円		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分	町内在住	無 料	無 料	無 料	町内在住同伴	800円	1,000円	1,000円	その他	1,200円	1,500円	1,500円		
	利用単位		夜間																																																																																																																																																																																															
	(時間)		(17時～21時)	(18時～22時)																																																																																																																																																																																														
	施設区分																																																																																																																																																																																																	
	第3条第1項第1号の施設	大和室	4,000円	4,000円																																																																																																																																																																																														
		第1和室	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																														
	第3条第1項第2号の施設	第2和室	900円	900円																																																																																																																																																																																														
	第3条第1項第3号の施設	第3和室	900円	900円																																																																																																																																																																																														
	利用単位		午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																												
	(時間)		(9時～12時)	(13時～17時)	(18時～22時)	(9時～22時)																																																																																																																																																																																												
施設区分																																																																																																																																																																																																		
第3条第1項第5号の施設	ホ－ル																																																																																																																																																																																																	
	平日	5,000円	10,000円	13,000円	28,000円																																																																																																																																																																																													
	土曜日	8,000円	13,000円	17,000円	38,000円																																																																																																																																																																																													
	日曜日																																																																																																																																																																																																	
	休日																																																																																																																																																																																																	
	第1展示室	2,400円	3,400円	3,700円	9,500円																																																																																																																																																																																													
	第2展示室	1,600円	2,100円	2,400円	6,100円																																																																																																																																																																																													
	講習室	1,000円	1,400円	1,500円	3,900円																																																																																																																																																																																													
	研修室	900円	1,200円	1,400円	3,500円																																																																																																																																																																																													
利用単位		夜間																																																																																																																																																																																																
(時間)		(17時～21時)	(18時～22時)																																																																																																																																																																																															
施設区分																																																																																																																																																																																																		
第3条第2項第1号の施設	高 齢 者 交 流 室	1,800円	1,800円																																																																																																																																																																																															
第3条第2項第2号の施設	情報交換ルーム	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																																															
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分																																																																																																																																																																																															
町内在住	2,300円	3,100円	3,100円																																																																																																																																																																																															
町内在住同伴	3,900円	5,200円	5,200円																																																																																																																																																																																															
その他	5,400円	7,200円	7,200円																																																																																																																																																																																															
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分																																																																																																																																																																																															
町内在住	無 料	無 料	無 料																																																																																																																																																																																															
町内在住同伴	1,800円	2,400円	2,400円																																																																																																																																																																																															
その他	2,500円	3,300円	3,300円																																																																																																																																																																																															
	全 日																																																																																																																																																																																																	
町内在住	無 料																																																																																																																																																																																																	
その他	1人1回 200円																																																																																																																																																																																																	
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分																																																																																																																																																																																															
町内在住	無 料	無 料	無 料																																																																																																																																																																																															
町内在住同伴	1,000円	1,400円	1,400円																																																																																																																																																																																															
その他	1,500円	2,100円	2,100円																																																																																																																																																																																															
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分																																																																																																																																																																																															
町内在住	無 料	無 料	無 料																																																																																																																																																																																															
町内在住同伴	800円	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																																															
その他	1,200円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																															

施設 区分	藤野町
福祉 施設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																							
健康文化施設	<p>市民健康文化センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td rowspan="2">1日(9時30分～20時)</td> <td>大人 1,580円</td> </tr> <tr> <td>小人 790円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td rowspan="2">1回(10時30分～16時)</td> <td>大人 200円</td> </tr> <tr> <td>小人 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的会議室</td> <td rowspan="2">1日(9時～22時)</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1日(9時～22時)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1日(9時～22時)</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>北市民健康文化センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td rowspan="2">1日(9時30分～20時)</td> <td>大人 2,100円</td> </tr> <tr> <td>小人 1,050円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td rowspan="2">1回(10時30分～16時)</td> <td>大人 200円</td> </tr> <tr> <td>小人 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的会議室</td> <td rowspan="2">1日(9時～22時)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1日(9時～22時)</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用単位	金額	プール	1日(9時30分～20時)	大人 1,580円	小人 790円	浴室	1回(10時30分～16時)	大人 200円	小人 100円	多目的会議室	1日(9時～22時)	3,100円	6,100円	茶室	1日(9時～22時)	1,500円	講習室	1日(9時～22時)	2,000円	施設	利用単位	金額	プール	1日(9時30分～20時)	大人 2,100円	小人 1,050円	浴室	1回(10時30分～16時)	大人 200円	小人 100円	多目的会議室	1日(9時～22時)	2,000円	3,900円	講習室	1日(9時～22時)	3,900円		<p>保健センター 無料</p>	
	施設	利用単位	金額																																								
	プール	1日(9時30分～20時)	大人 1,580円																																								
			小人 790円																																								
	浴室	1回(10時30分～16時)	大人 200円																																								
			小人 100円																																								
	多目的会議室	1日(9時～22時)	3,100円																																								
			6,100円																																								
	茶室	1日(9時～22時)	1,500円																																								
	講習室	1日(9時～22時)	2,000円																																								
	施設	利用単位	金額																																								
	プール	1日(9時30分～20時)	大人 2,100円																																								
			小人 1,050円																																								
	浴室	1回(10時30分～16時)	大人 200円																																								
			小人 100円																																								
	多目的会議室	1日(9時～22時)	2,000円																																								
			3,900円																																								
講習室	1日(9時～22時)	3,900円																																									

施設 区分	藤野町
健康 文化 施設	

施設 区分	藤野町			
	中央町民センター			
コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設	区分	区分	4時間以内	1時間 増す毎に
	1階	多目的ホー ル	2,060円	410円
	1階	栄養指導室	2,060円	410円
	1階	会議室	1,030円	200円
	2階	集会室	2,060円	410円
	2階	教養娯楽室	1,540円	300円

施設区分	相模原市				城山町	津久井町	相模湖町	
	環境施設	市営斎場				城山自然の家 無料		
		区分	単位	使用料				
				市内住民等に 係るもの	市外住民等に 係るもの			
火葬炉		12歳以上であつた者の死体	1体	無料	45,000円			
		12歳未満であつた者の死体(死胎を除く。)	1体	無料	30,000円			
		死胎	1胎	無料	18,000円			
		改葬	1件	無料	18,000円			
		身体の一部	1件	無料	18,000円			
大式場		通夜	1回	25,000円	37,500円			
		告別式	1回	25,000円	37,500円			
小式場	通夜	1回	20,000円	30,000円				
	告別式	1回	20,000円	30,000円				
	霊安室	1体24時間につき	3,000円	5,000円				
柴胡が原霊園				城山霊園				
種別	墓所使用料		管理料					
	単位	金額	単位				金額	
普通墓所	1平方メートルにつき	96,000円	1平方メートル、1年につき				500円	
普通墓所	面積	墓所使用料					管理料	
		単位	金額				単位	金額
普通墓所	4平方メートル	1区画につき	606,000円				1区画、1年につき	6,500円
	2.5平方メートル	1区画につき	445,000円				1区画、1年につき	4,500円
芝生墓所	4平方メートル	1区画につき	606,000円				1区画、1年につき	6,500円
	2.5平方メートル	1区画につき	445,000円				1区画、1年につき	4,500円
墓石芝生墓所	2.5平方メートル	1区画、10年につき	189,000円	1区画、1年につき	4,500円			

施設 区分	藤野町
環境 施設	

施設 区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
商 工 施 設	産業会館				
	区分	1日 (9時～22時)			
	多目的ホール	平日	40,700円		
		土曜日			
		日曜日	54,200円		
		休日			
	展示室	11,300円			
	国際商談室	45,200円			
	懇談室	29,400円			
	大研修室	14,700円			
小研修室	4,500円				
OA研修室	7,900円				

施設 区分	藤野町
商 工 施 設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
観光施設	たてしな自然の村			相模湖記念館 無料 小原の郷 無料
	施設	単位	使用料	
	キャビン	1棟1泊につき	7,500円	
	キャビン(大型)	1棟1泊につき	15,000円	
	テント	1張1泊につき	600円	
	相模川自然の村「清流の里」			
	施設	単位	使用料	
	客室(バスなし)	1室2人以上の利用につき	大人 3,500円	
			小人 2,500円	
		1室1人の利用につき	大人 5,500円	
	客室(バス付き)	1室2人以上の利用につき	大人 4,000円	
			小人 2,800円	
		1室1人の利用につき	大人 6,000円	
	大広間	3時間につき	3,000円	
	会議室	4時間につき	1,400円	
相模の大風センター				
利用単位	1日			
室名	(9時～22時)			
工作室	6,100円			
相模川ふれあい科学館				
区分	大人	小人		
個人	300円	100円		
団体(20人以上)	1人につき 240円	1人につき 80円		
鳥居原ふれあいの館				
施設	単位	利用料金		
舞台	1時間につき	1,000円		
研修・練習室	1時間につき	全室 1,000円		
		半室 500円		
緑の休暇村センター				
区分	1時間につき		宿泊	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時		
A室	800円	900円	1人1泊につき 大人 6,000円	
B室	700円	800円	小学生 4,000円 小学生未満 2,000円	
C室	500円	600円		
D室・E室	600円	700円		
F室	400円	500円		
コテージ			1棟1泊につき 25,000円	

施設 区分	藤野町
観光 施設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																									
観光施設			<p>青野原道志川の家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">宿泊室</td> <td rowspan="3">個人</td> <td>大人</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体</td> <td>大人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">900円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">600円</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浴場</td> <td rowspan="3">1人1回につき</td> <td>大人</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">シャワーのみ</td> <td rowspan="3">1人1回につき</td> <td>大人</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広場</td> <td>テント1張り1日につき</td> <td colspan="2">1,100円</td> </tr> <tr> <td>A面1時間につき</td> <td colspan="2">700円</td> </tr> <tr> <td>B面1時間につき</td> <td colspan="2">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>緑の休暇村音久和直売所 無料 青野原森林総合利用施設 無料</p>	施設	単位	利用料金		宿泊室	個人	大人	3,400円	小学生	2,800円	幼児	1,100円	団体	大人	3,000円	小学生	2,400円	幼児	800円	講堂	1時間につき	900円		研修室	1時間につき	600円		食堂	1時間につき	900円		浴場	1人1回につき	大人	500円	小学生	400円	幼児	400円	シャワーのみ	1人1回につき	大人	400円	小学生	300円	幼児	300円	広場	テント1張り1日につき	1,100円		A面1時間につき	700円		B面1時間につき	500円		
	施設	単位	利用料金																																																										
	宿泊室	個人	大人	3,400円																																																									
			小学生	2,800円																																																									
			幼児	1,100円																																																									
		団体	大人	3,000円																																																									
			小学生	2,400円																																																									
			幼児	800円																																																									
	講堂	1時間につき	900円																																																										
	研修室	1時間につき	600円																																																										
	食堂	1時間につき	900円																																																										
	浴場	1人1回につき	大人	500円																																																									
			小学生	400円																																																									
			幼児	400円																																																									
	シャワーのみ	1人1回につき	大人	400円																																																									
小学生			300円																																																										
幼児			300円																																																										
広場	テント1張り1日につき	1,100円																																																											
	A面1時間につき	700円																																																											
	B面1時間につき	500円																																																											

施設 区分	藤野町
観 光 施 設	

施設 区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
勤 労 者 施 設	勤労者総合福祉センター			
	1 専用利用料金			
	区分		1日	
			(午前9時～午後10時)	
	ホール	平日	25,000円	
		土曜日・日曜日	34,000円	
		休日		
	多目的室	1/2	8,150円	
		全面	16,300円	
	第1研修室	1/2	4,600円	
		全面	9,200円	
	第2研修室		4,100円	
	第1会議室		4,100円	
	第2会議室		4,100円	
	工芸室		4,100円	
	教養文化室	1/2	1,800円	
		全面	3,600円	
	音楽練習室		5,200円	
	リハーサル室		6,800円	
	2 個人利用料金			
区分		1日		
		(午前9時～午後10時)		
多目的室	大人	300円		
	小人	150円		
教養文化室	大人	300円		
	小人	150円		
トレーニング室	大人	300円		

施設 区分	藤野町
勤 労 者 施 設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																																
公園施設	都市公園（448箇所） 公園施設の設置許可による土地の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	500円	都市公園（28箇所） 公園施設の設置許可による土地の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	140円	都市公園「総合運動公園」 公園施設の設置許可による土地の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	300円	都市公園「林間総合公園」 公園施設の設置許可による土地の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	20円																																																								
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	500円																																																																																	
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	140円																																																																																	
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	300円																																																																																	
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	20円																																																																																	
	公園施設の管理許可による施設の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	500円	公園施設の管理許可による施設の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	140円	公園施設の管理許可による施設の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	800円	公園施設の管理許可による施設の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種類の問わす</td> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位	金額	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	40円																																																								
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	500円																																																																																	
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
	施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1年	140円																																																																																	
	公園施設の種類	単位	金額																																																																																	
施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	800円																																																																																		
公園施設の種類	単位	金額																																																																																		
施設の種類の問わす	1平方メートルにつき1月	40円																																																																																		
行為の許可による使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露店その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>行商その他これに類するもの</td> <td>1日につき</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td>写真機1台につき1日</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td>1日につき</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>会費を徴収して行う写真撮影会</td> <td>1日につき</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>興行、展示会、競技会、集会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>屋外 7円 屋内 70円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	露店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	220円	行商その他これに類するもの	1日につき	370円	業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	750円	業として行う映画撮影	1日につき	7,500円	会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	3,700円	興行、展示会、競技会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	屋外 7円 屋内 70円	行為の許可による使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露店その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>行商その他これに類するもの</td> <td>1日につき</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td>写真機1台につき1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td>1日につき</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>会費を徴収して行う写真撮影会</td> <td>1日につき</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>屋外 10円 屋内 10円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	露店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	140円	行商その他これに類するもの	1日につき	210円	業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	500円	業として行う映画撮影	1日につき	4,200円	会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	1,400円	競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	屋外 10円 屋内 10円	行為の許可による使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露店商その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>行商その他これに類するもの</td> <td>1日につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td>写真機1台につき1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td>1日につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>会費を徴収して行う写真撮影会</td> <td>1日につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>興業、展示会、競技会、集会、その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	露店商その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	500円	行商その他これに類するもの	1日につき	500円	業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	500円	業として行う映画撮影	1日につき	5,000円	会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	5,000円	興業、展示会、競技会、集会、その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円	行為の許可による使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として行う物品の販売</td> <td>1日につき</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画の撮影又は興業</td> <td>1日につき</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真撮影会</td> <td>1日につき</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>競技会その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	業として行う物品の販売	1日につき	1,050円	業として行う映画の撮影又は興業	1日につき	5,250円	業として行う写真撮影会	1日につき	5,250円	競技会その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円	展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円
行為の種類	単位	金額																																																																																		
露店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	220円																																																																																		
行商その他これに類するもの	1日につき	370円																																																																																		
業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	750円																																																																																		
業として行う映画撮影	1日につき	7,500円																																																																																		
会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	3,700円																																																																																		
興行、展示会、競技会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	屋外 7円 屋内 70円																																																																																		
行為の種類	単位	金額																																																																																		
露店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	140円																																																																																		
行商その他これに類するもの	1日につき	210円																																																																																		
業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	500円																																																																																		
業として行う映画撮影	1日につき	4,200円																																																																																		
会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	1,400円																																																																																		
競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	屋外 10円 屋内 10円																																																																																		
行為の種類	単位	金額																																																																																		
露店商その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	500円																																																																																		
行商その他これに類するもの	1日につき	500円																																																																																		
業として行う写真撮影	写真機1台につき1日	500円																																																																																		
業として行う映画撮影	1日につき	5,000円																																																																																		
会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	5,000円																																																																																		
興業、展示会、競技会、集会、その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円																																																																																		
行為の種類	単位	金額																																																																																		
業として行う物品の販売	1日につき	1,050円																																																																																		
業として行う映画の撮影又は興業	1日につき	5,250円																																																																																		
業として行う写真撮影会	1日につき	5,250円																																																																																		
競技会その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円																																																																																		
展示会、展覧会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	10円																																																																																		
相模原麻溝公園ボニー乗馬場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボニー乗馬場</td> <td>乗馬1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	有料公園施設の種類	単位	金額	ボニー乗馬場	乗馬1回	100円			林間総合公園会議室、放送設備 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	会議室	1時間につき	1,000円	放送設備	1時間につき	100円																																																																					
有料公園施設の種類	単位	金額																																																																																		
ボニー乗馬場	乗馬1回	100円																																																																																		
会議室	1時間につき	1,000円																																																																																		
放送設備	1時間につき	100円																																																																																		

施設 区分	藤野町
公園 施設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																	
駐輪場	有料自転車駐車場（12箇所） ・ 橋本駅 3箇所 ・ 相模原駅 2箇所 ・ 矢部駅 1箇所 ・ 淵野辺駅 2箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">駐車料</th> </tr> <tr> <th>定期利用(月額)</th> <th>一時利用(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>一般</td> <td>1,800円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>3,000円</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ 橋本駅 1箇所（路上） 自転車一時利用（日額） 100円 ・ 相模大野駅 1箇所 ・ 橋本駅 1箇所 ・ 相武台前駅 1箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">駐車料</th> </tr> <tr> <th>定期利用(月額)</th> <th>一時利用(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>一般</td> <td>1,500円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,000円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>2,500円</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 無料自転車駐車場（10箇所）	区分	駐車料		定期利用(月額)	一時利用(日額)	自転車	一般	1,800円	100円	学生	1,200円	100円	原動機付自転車	3,000円	200円		区分	駐車料		定期利用(月額)	一時利用(日額)	自転車	一般	1,500円	100円	学生	1,000円	100円	原動機付自転車	2,500円	200円		無料自転車駐車場（1箇所）		ふれあいパーク駐輪場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1台1月につき</th> <th>1台3月につき</th> <th>1台6月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>一般</td> <td>2,500円</td> <td>7,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,500円</td> <td>4,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>3,000円</td> <td>8,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1台1月につき	1台3月につき	1台6月につき	自転車	一般	2,500円	7,000円	12,000円	学生	1,500円	4,000円	7,200円	原動機付自転車	3,000円	8,000円	14,400円
	区分		駐車料																																																		
定期利用(月額)		一時利用(日額)																																																			
自転車	一般	1,800円	100円																																																		
	学生	1,200円	100円																																																		
原動機付自転車	3,000円	200円																																																			
区分	駐車料																																																				
	定期利用(月額)	一時利用(日額)																																																			
自転車	一般	1,500円	100円																																																		
	学生	1,000円	100円																																																		
原動機付自転車	2,500円	200円																																																			
区分	1台1月につき	1台3月につき	1台6月につき																																																		
自転車	一般	2,500円	7,000円	12,000円																																																	
	学生	1,500円	4,000円	7,200円																																																	
原動機付自転車	3,000円	8,000円	14,400円																																																		
駐車場	自動車駐車場（4箇所） <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金の種類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>30分までごとに150円</td> </tr> <tr> <td>夜間料金</td> <td>1回1000円</td> </tr> <tr> <td>125ccを越える二輪車</td> <td>1日1回500円</td> </tr> </tbody> </table>	料金の種類	料金の額	基本料金	30分までごとに150円	夜間料金	1回1000円	125ccを越える二輪車	1日1回500円			ふれあいパーク駐車場 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前8時から午後8時までの利用</th> <th>夜間の利用</th> <th>1台1月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1台につき</td> <td>最初の1時間につき100円ただし、30分以内の利用の場合無料</td> <td>最初の1時間を超える時間につき100円</td> <td>1回1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>		午前8時から午後8時までの利用	夜間の利用	1台1月につき	1台につき	最初の1時間につき100円ただし、30分以内の利用の場合無料	最初の1時間を超える時間につき100円	1回1,000円				12,000円																													
料金の種類	料金の額																																																				
基本料金	30分までごとに150円																																																				
夜間料金	1回1000円																																																				
125ccを越える二輪車	1日1回500円																																																				
	午前8時から午後8時までの利用	夜間の利用	1台1月につき																																																		
1台につき	最初の1時間につき100円ただし、30分以内の利用の場合無料	最初の1時間を超える時間につき100円	1回1,000円																																																		
			12,000円																																																		
住宅	市営住宅 建設に係る公営住宅（20箇所） 公営住宅法施行令の規定により算出される額 借上げに係る公営住宅（14箇所） 公営住宅法施行令の規定により算出される額 特定公共賃貸住宅（1箇所） 特定優良賃貸住宅法施行規則で定める算出方法に準じて算出した額を越えない範囲内で規則に定める額	町営住宅 建設に係る公営住宅（4箇所） 公営住宅法施行令の規定により算出される額	町営住宅 建設に係る公営住宅（18箇所） 公営住宅法施行令の規定により算出される額	町営住宅 建設に係る公営住宅（7箇所） 公営住宅法施行令の規定により算出される額																																																	

施設 区分	藤野町			
駐 輪 場	藤野町役場分庁舎自転車等駐車場 藤野町自転車等第二駐車場			
	区 分	駐 車 料		
		定期利用(月 額)	一時利用(日 額)	
	自 転 車	一 般	1,500円	100円
		学 生	1,000円	100円
	原動機付自転車 自動二輪車	一 般	2,500円	200円
		学 生	2,000円	200円
	駅前自転車等駐車場			
	区 分	駐 車 料		
		定期利用(月 額)	一時利用(日 額)	
自 転 車	一 般	2,000円	100円	
	学 生	1,800円	100円	
原動機付自転車 自動二輪車	一 般	3,000円	200円	
	学 生	2,800円	200円	
駐 車 場				
住 宅	町営住宅 建設に係る公営住宅(6箇所) 公営住宅法施行令の規定により算出される額			

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																							
学校教育施設	相模川自然の村野外体験教室																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内小中学校等</th> <th>市内小中学校等以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊利用</td> <td>児童生徒 宿泊室</td> <td>1室1泊につき</td> <td>無料</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>引率者 宿泊室</td> <td>1室1泊につき</td> <td>無料</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日帰り利用</td> <td>半日</td> <td>1人1回につき</td> <td>無料</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>1人1回につき</td> <td>無料</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料		市内小中学校等	市内小中学校等以外のもの	宿泊利用	児童生徒 宿泊室	1室1泊につき	無料	8,000円	引率者 宿泊室	1室1泊につき	無料	4,000円	日帰り利用	半日	1人1回につき	無料	200円	全日	1人1回につき	無料	400円																	
	区分	単位			使用料																																						
			市内小中学校等	市内小中学校等以外のもの																																							
	宿泊利用	児童生徒 宿泊室	1室1泊につき	無料	8,000円																																						
		引率者 宿泊室	1室1泊につき	無料	4,000円																																						
	日帰り利用	半日	1人1回につき	無料	200円																																						
		全日	1人1回につき	無料	400円																																						
	学校屋外運動場照明設備（16箇所）				学校屋外運動場照明施設（相模丘中学校）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>照明設備を有する学校</th> <th>照明区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原市立大野南中学校</td> <td rowspan="10">A 照明</td> <td rowspan="10">30分につき</td> <td rowspan="10">900円</td> </tr> <tr><td>相模原市立旭中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立田名中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立相陽中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立大野北中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立向陽小学校</td></tr> <tr><td>相模原市立星が丘小学校</td></tr> <tr><td>相模原市立大沢中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立清新小学校</td></tr> <tr><td>相模原市立若草中学校</td></tr> <tr> <td>相模原市立光が丘小学校</td> <td rowspan="3">B 照明</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">800円</td> </tr> <tr><td>相模原市立横山小学校</td></tr> <tr><td>相模原市立上溝南中学校</td></tr> <tr> <td>相模原市立谷口中学校</td> <td rowspan="4">C 照明</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">400円</td> </tr> <tr><td>相模原市立鷗野森中学校</td></tr> <tr><td>相模原市立中央小学校</td></tr> <tr><td>相模原市立中央小学校</td></tr> </tbody> </table>		照明設備を有する学校	照明区分	使用単位	使用料	相模原市立大野南中学校	A 照明	30分につき	900円	相模原市立旭中学校	相模原市立田名中学校	相模原市立相陽中学校	相模原市立大野北中学校	相模原市立向陽小学校	相模原市立星が丘小学校	相模原市立大沢中学校	相模原市立清新小学校	相模原市立若草中学校	相模原市立光が丘小学校	B 照明		800円	相模原市立横山小学校	相模原市立上溝南中学校	相模原市立谷口中学校	C 照明		400円	相模原市立鷗野森中学校	相模原市立中央小学校	相模原市立中央小学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>2時間以内</th> <th>2時間を超えるときは30分につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動場照明施設</td> <td>10,300円</td> <td>2,060円</td> </tr> </tbody> </table>		施設	使用料		2時間以内	2時間を超えるときは30分につき	屋外運動場照明施設	10,300円	2,060円	
照明設備を有する学校	照明区分	使用単位	使用料																																								
相模原市立大野南中学校	A 照明	30分につき	900円																																								
相模原市立旭中学校																																											
相模原市立田名中学校																																											
相模原市立相陽中学校																																											
相模原市立大野北中学校																																											
相模原市立向陽小学校																																											
相模原市立星が丘小学校																																											
相模原市立大沢中学校																																											
相模原市立清新小学校																																											
相模原市立若草中学校																																											
相模原市立光が丘小学校	B 照明		800円																																								
相模原市立横山小学校																																											
相模原市立上溝南中学校																																											
相模原市立谷口中学校	C 照明		400円																																								
相模原市立鷗野森中学校																																											
相模原市立中央小学校																																											
相模原市立中央小学校																																											
施設	使用料																																										
	2時間以内	2時間を超えるときは30分につき																																									
屋外運動場照明施設	10,300円	2,060円																																									

施設 区分	藤野町
学校 教育 施設	

施設 区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																	
学校教育施設	学校屋外運動場（61箇所） 学校屋内運動場（81箇所）	学校屋外運動場（6箇所） 学校屋内運動場（6箇所）	学校屋外運動場（12箇所） 学校屋内運動場（12箇所）	学校屋外運動場（5箇所） 学校屋内運動場（5箇所）																																																																	
	無料 無料	無料	無料	無料																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>2時間以内</th> <th>2時間を超えるときは30分につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>410円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用料		2時間以内	2時間を超えるときは30分につき	屋内運動場	410円	100円	<p>1 町立小、中学校体育施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>電気料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>1日</td> <td>3,150円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>午前、午後又は夜間</td> <td>1,570円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>1日</td> <td>1,050円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>午前、午後又は夜間</td> <td>520円</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 備付設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の名称</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送装置</td> <td>1日の場合 520円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前、午後又は夜間 260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>小、中学校（12箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学校</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人1日</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人1日</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1人1日</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額		施設使用料	電気料	体育館	1日	3,150円	630円	午前、午後又は夜間	1,570円	310円	運動場	1日	1,050円	630円	午前、午後又は夜間	520円	310円	設備の名称	使用料金	放送装置	1日の場合 520円		午前、午後又は夜間 260円		学校	使用料	小学校児童	1人1日	50円	中学校生徒	1人1日	80円	その他	1人1日	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校体育施設</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前9時～午後6時</th> <th colspan="2">午後6時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2時間に つき</td> <td>2時間を 超え1時 間につき</td> <td>2時間に つき</td> <td>2時間を 超え1時 間につき</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	学校体育施設	使用料				午前9時～午後6時		午後6時～午後10時			2時間に つき	2時間を 超え1時 間につき	2時間に つき	2時間を 超え1時 間につき	屋内運動場	200円	100円	400円	200円
施設	使用料																																																																				
	2時間以内	2時間を超えるときは30分につき																																																																			
屋内運動場	410円	100円																																																																			
区分	単位	金額																																																																			
		施設使用料	電気料																																																																		
体育館	1日	3,150円	630円																																																																		
	午前、午後又は夜間	1,570円	310円																																																																		
運動場	1日	1,050円	630円																																																																		
	午前、午後又は夜間	520円	310円																																																																		
設備の名称	使用料金																																																																				
放送装置	1日の場合 520円																																																																				
	午前、午後又は夜間 260円																																																																				
	学校	使用料																																																																			
小学校児童	1人1日	50円																																																																			
中学校生徒	1人1日	80円																																																																			
その他	1人1日	200円																																																																			
学校体育施設	使用料																																																																				
	午前9時～午後6時		午後6時～午後10時																																																																		
	2時間に つき	2時間を 超え1時 間につき	2時間に つき	2時間を 超え1時 間につき																																																																	
屋内運動場	200円	100円	400円	200円																																																																	
		公立幼稚園 入園料 2,500円 保育料 10,000円(月額) *入園料については、手数料として徴収している。		公立幼稚園 入園料 3,000円 保育料 7,500円(月額)																																																																	

施設 区分	藤野町											
	小・中学校屋外運動場（8箇所） 無料 小・中学校屋内運動場（7箇所）											
学 校 教 育 施 設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> <tr> <th>開閉費用</th> <th>電気料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">藤野町立小・ 中学校屋内運 動場</td> <td>一回につき</td> <td>2時間につき</td> </tr> <tr> <td>600円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>		施 設	料 金		開閉費用	電気料等	藤野町立小・ 中学校屋内運 動場	一回につき	2時間につき	600円	400円
	施 設	料 金										
		開閉費用	電気料等									
	藤野町立小・ 中学校屋内運 動場	一回につき	2時間につき									
600円		400円										
公立幼稚園 入園料 3,000円 保育料 12,000円(月額)												
*入園料については、手数料として徴収している。												

施設 区分	相模原市					城山町	津久井町	相模湖町				
	生涯学習施設	総合学習センター						生涯学習センター				
区分		午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から22時まで)	全日 (9時から22時まで)		1 会議室等の使用料					
大会議室		3,900円	5,200円	5,200円	14,300円		区分	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から21時30分まで	全日 9時から21時30分まで	
セミナールーム		2,100円	2,800円	2,800円	7,700円		集会室A	520円	520円	730円	1,570円	
多目的室		1,200円	1,600円	1,600円	4,400円		集会室B	520円	520円	730円	1,570円	
小会議室1		600円	800円	800円	2,200円		集会室C	520円	520円	730円	1,570円	
小会議室2		600円	800円	800円	2,200円		会合室A	520円	520円	730円	1,570円	
小会議室3		600円	800円	800円	2,200円		美術音楽室	520円	520円	730円	1,570円	
小会議室4		600円	800円	800円	2,200円		和室A	520円	520円	730円	1,570円	
和室1		600円	800円	800円	2,200円		2 体育館等の使用料					
和室2		600円	800円	800円	2,200円		施設等使用料					
							区分	単位	金額			
								施設使用料	電気料			
						体育館	全日(9時から21時30分まで)	3,150円	630円			
							午前(9時から12時まで)	1,570円	310円			
							午後(13時から17時まで)	1,570円	310円			
							夜間(18時から21時30分まで)	1,570円	310円			
						運動場	全日(9時から17時まで)	1,050円				
							午前(9時から12時まで)	520円				
							午後(13時から17時まで)	520円				

施設
区分

藤野町

図書室 無料

公民館(3館)

施設区分	使用区分	午前(8:30～正午)	午後(1:00～5:00)	夜間(6:00～10:00)
講堂	町に在住の者が発表会、大会等に使用するとき	2,060円	2,060円	2,570円
	その他の者が使用するとき	3,090円	3,090円	3,600円
会議室 和室	町に在住の者が会議等に使用するとき	1,030円	1,030円	1,540円
	その他の者が使用するとき	1,540円	1,540円	2,060円

郷土資料館「ふじや」 無料

藤野スポーツ広場管理棟

牧郷クラブハウス

施設	料金	
	開閉費用	電気料等
藤野町スポーツ広場管理棟	1回につき 600円	2時間につき 400円
牧郷クラブハウス	1回につき 600円	2時間につき 400円

生涯
学習
施設

施設区分

相模原市

図書館(3館) 無料
 視聴覚ライブラリー 無料
 公民館(23館) 無料
 博物館

区分	単位	観覧料	
		大人	小人
プラネタリウム投影	個人	1回につき 500円	200円
	団体(20人以上)	1人1回につき 400円	160円
全天候映画	個人	1回につき 500円	200円
	団体(20人以上)	1人1回につき 400円	160円

相模原市民ギャラリー

区分	1日当たりの使用料			
	平日		土曜日・日曜日・休日	
第1展示室	15,000円		20,000円	
第2展示室	7,500円		10,000円	
第3展示室	7,500円		10,000円	
会議室	午前	午後	夜間	全日
	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円

観覧料 2,000円の範囲内で教育委員会がその都度定める額

青少年学習センター

区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から22時まで)	全日 (9時から22時まで)
ホール	4,700円	6,300円	6,300円	17,300円
青少年団体室	500円	600円	600円	1,700円
音楽室	800円	1,100円	1,100円	3,000円
大会議室	800円	1,100円	1,100円	3,000円
和室	500円	600円	600円	1,700円
講習室	600円	800円	800円	2,200円
中会議室	600円	800円	800円	2,200円
小会議室1	400円	500円	500円	1,400円
小会議室2	400円	500円	500円	1,400円

古民家園 無料

生涯学習施設

城山町

公民館(1館)

1 施設使用料

区分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30
	大会議室	町在住者が使用 3,090円	4,120円
実習室	町在住者とその者が一緒に使用 5,150円	6,180円	8,240円
	その他の者が使用 7,210円	8,240円	10,300円

体育室	510円	720円	1,030円
実習室	510円	610円	820円
学習室	250円	300円	510円
研修室	250円	300円	510円
会議室	300円	410円	610円

2 設備使用料

区分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30
音響設備	3,000円	3,000円	3,000円

津久井町

図書館「報徳図書館」 無料
 中央公民館(文化福祉会館)

1 ホール使用料

区分	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から21時30分まで	全日 9時から21時30分まで
	平日	6,300円	8,400円	10,500円
土曜日	6,300円	12,600円	15,750円	34,650円
日曜日祝日	8,400円	12,600円	15,750円	36,750円

2 会議室等使用料

区分	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から21時30分まで	全日 9時から21時30分まで
	準備室(1)	310円	310円	520円
準備室(2)	310円	310円	520円	1,050円
相談室	310円	310円	520円	1,050円
訓練室	310円	310円	520円	1,050円
学習室(和室)	520円	520円	730円	1,570円
集會室(和室)	520円	520円	730円	1,570円
教養娯楽室(和室)	520円	520円	730円	1,570円
視聴覚室	1,050円	1,050円	1,570円	3,150円
講義室	730円	730円	1,050円	2,100円
研修室(A)	520円	520円	730円	1,570円
研修室(B)	520円	520円	730円	1,570円
研修室(C)	520円	520円	730円	1,570円
調理実習	1,050円	1,050円	1,570円	3,150円

相模湖町

公民館(2館)

桂北公民館

施設区分	使用時間	使用料
講堂(コミュニティホール)	午前(9時から正午まで)	1030円
	午後(1時から5時まで)	1030円
	夜間(6時から10時まで)	1540円
	全日(午前9時~午後5時まで)	2060円
研修室(和室)	午前(9時から正午まで)	510円
	午後(1時から5時まで)	510円
会議室	夜間(6時から10時まで)	730円

千木良公民館(分館も含む)

施設区分	使用時間	使用料
研修室(和室)	午前(9時から正午まで)	310円
	午後(1時から5時まで)	310円
	夜間(6時から10時まで)	510円
会議室	全日(午前9時~午後5時まで)	620円
	夜間(6時から10時まで)	730円
調理室	午前(9時から正午まで)	510円
	午後(1時から5時まで)	510円
	夜間(6時から10時まで)	730円

小原宿本陣 無料

施設 区分	藤野町
生涯学習施設	

施設 区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																													
生涯学 習施設			<p>公民館（2館） 青根公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区 分</th> <th>使用時間</th> <th>施設料</th> <th>電気料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">講堂</td> <td>午前(9時から正午ま で)</td> <td>730円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>午後(1時から5時ま で)</td> <td>730円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>夜間(6時から10時ま で)</td> <td>1050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>2100円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会議室</td> <td>午前(9時から正午ま で)</td> <td>310円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>午後(1時から5時ま で)</td> <td>310円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>夜間(6時から10時ま で)</td> <td>520円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>1050円</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>尾崎号堂記念館 無料 合唱館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時から12 時まで</td> <td>13時から17 時まで</td> <td>18時から2 1時まで</td> <td>9時から21時 まで</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,050円</td> <td>1,050円</td> <td>1,050円</td> <td>3,150円</td> </tr> </tbody> </table>	施設区 分	使用時間	施設料	電気料	講堂	午前(9時から正午ま で)	730円	310円	午後(1時から5時ま で)	730円	310円	夜間(6時から10時ま で)	1050円	310円	全日	2100円	840円	会議室	午前(9時から正午ま で)	310円	210円	午後(1時から5時ま で)	310円	210円	夜間(6時から10時ま で)	520円	210円	全日	1050円	520円	区分	午前	午後	夜間	全日		9時から12 時まで	13時から17 時まで	18時から2 1時まで	9時から21時 まで	使用料	1,050円	1,050円	1,050円	3,150円	
	施設区 分	使用時間	施設料	電気料																																													
	講堂	午前(9時から正午ま で)	730円	310円																																													
		午後(1時から5時ま で)	730円	310円																																													
		夜間(6時から10時ま で)	1050円	310円																																													
		全日	2100円	840円																																													
	会議室	午前(9時から正午ま で)	310円	210円																																													
		午後(1時から5時ま で)	310円	210円																																													
		夜間(6時から10時ま で)	520円	210円																																													
		全日	1050円	520円																																													
区分	午前	午後	夜間	全日																																													
	9時から12 時まで	13時から17 時まで	18時から2 1時まで	9時から21時 まで																																													
使用料	1,050円	1,050円	1,050円	3,150円																																													

施設 区分	藤野町
生涯学習施設	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																																																																												
スポーツ施設	瑞野森体育施設 プール <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用</td> <td>2時間</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>2時間 大人</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小人(中学生以下)</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	単位		金額	専用	2時間	8,000円	一般	2時間 大人	200円	小人(中学生以下)	100円	スポーツ施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>2時間以内</th> <th>2時間を超えるとき1時間につき(1時間未満の端数は1時間とする)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横山スポーツ広場</td> <td>1面につき 3,090円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>中沢スポーツ広場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町民の森野球場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町民の森テニスコート</td> <td>1面につき 1,030円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>中沢スポーツ広場テニスコート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小倉スポーツ広場</td> <td>こだまプール 大人</td> <td>1日につき 300円</td> </tr> <tr> <td>小人(中学生以下の者)</td> <td>1日につき 150円</td> </tr> <tr> <td>やまびこ テニスコート 町民以外</td> <td>2時間につき 1,540円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>練習版のみ</td> <td>30分につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		2時間以内	2時間を超えるとき1時間につき(1時間未満の端数は1時間とする)	横山スポーツ広場	1面につき 3,090円	1,030円	中沢スポーツ広場			町民の森野球場			町民の森テニスコート	1面につき 1,030円	510円	中沢スポーツ広場テニスコート			小倉スポーツ広場	こだまプール 大人	1日につき 300円	小人(中学生以下の者)	1日につき 150円	やまびこ テニスコート 町民以外	2時間につき 1,540円		練習版のみ	30分につき 200円	串川総合運動公園、青野原総合運動場、国体記念鳥屋スポーツ公園 施設使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的グラウンド(陸上)</td> <td>1面 6時00分～12時00分</td> <td>2,100円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>1面 13時00分～17時00分</td> <td>2,100円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>1面 17時30分～21時30分</td> <td>2,100円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド(野球)</td> <td>1面 6時00分～12時00分</td> <td>1,050円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>1面 13時00分～17時00分</td> <td>1,050円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド(バレーボール)</td> <td>1面 6時00分～12時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1面 13時00分～17時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面 6時00分～12時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1面 13時00分～17時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ゲートボール場</td> <td>1面 6時00分～12時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1面 13時00分～18時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1面 18時00分～22時00分</td> <td>730円</td> <td>2,940円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>9時00分～12時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>730円</td> <td>2,940円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>9時00分～12時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>520円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>730円</td> <td>2,940円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用時間	金額		町内	町外	多目的グラウンド(陸上)	1面 6時00分～12時00分	2,100円	8,400円	1面 13時00分～17時00分	2,100円	8,400円	1面 17時30分～21時30分	2,100円	8,400円	多目的グラウンド(野球)	1面 6時00分～12時00分	1,050円	4,200円	1面 13時00分～17時00分	1,050円	4,200円	多目的グラウンド(バレーボール)	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円	1面 13時00分～17時00分	520円	2,100円	テニスコート	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円	1面 13時00分～17時00分	520円	2,100円	ゲートボール場	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円	1面 13時00分～18時00分	520円	2,100円	1面 18時00分～22時00分	730円	2,940円	和室	9時00分～12時00分	520円	2,100円	13時00分～17時00分	520円	2,100円	18時00分～22時00分	730円	2,940円	会議室	9時00分～12時00分	520円	2,100円	13時00分～17時00分	520円	2,100円	18時00分～22時00分	730円	2,940円	林間総合公園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の名称</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">テニスコート</td> <td>1面最初の2時間につき</td> <td>町民等 2,000円 町民等以外 2,500円 青少年団体 1,000円</td> </tr> <tr> <td>1面最初の2時間を超える時間1時間につき</td> <td>町民等 1,000円 町民等以外 1,200円 青少年団体 1,000円</td> </tr> <tr> <td>1面1時間につき</td> <td>夜間照明施設 800円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1面2時間につき</td> <td>町民等 200円 町民等以外 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">野 球 場</td> <td rowspan="3">2時間につき</td> <td>町民等 4,000円 町民等以外 6,000円 青少年団体 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	有料公園施設の名称	単 位	金 額	テニスコート	1面最初の2時間につき	町民等 2,000円 町民等以外 2,500円 青少年団体 1,000円	1面最初の2時間を超える時間1時間につき	町民等 1,000円 町民等以外 1,200円 青少年団体 1,000円	1面1時間につき	夜間照明施設 800円	ゲートボール場	1面2時間につき	町民等 200円 町民等以外 600円	野 球 場	2時間につき	町民等 4,000円 町民等以外 6,000円 青少年団体 2,000円
	単位		金額																																																																																																																													
	専用	2時間	8,000円																																																																																																																													
	一般	2時間 大人	200円																																																																																																																													
		小人(中学生以下)	100円																																																																																																																													
	区分	使用料																																																																																																																														
		2時間以内	2時間を超えるとき1時間につき(1時間未満の端数は1時間とする)																																																																																																																													
	横山スポーツ広場	1面につき 3,090円	1,030円																																																																																																																													
	中沢スポーツ広場																																																																																																																															
	町民の森野球場																																																																																																																															
町民の森テニスコート	1面につき 1,030円	510円																																																																																																																														
中沢スポーツ広場テニスコート																																																																																																																																
小倉スポーツ広場	こだまプール 大人	1日につき 300円																																																																																																																														
	小人(中学生以下の者)	1日につき 150円																																																																																																																														
	やまびこ テニスコート 町民以外	2時間につき 1,540円																																																																																																																														
	練習版のみ	30分につき 200円																																																																																																																														
施設名	使用時間	金額																																																																																																																														
		町内	町外																																																																																																																													
多目的グラウンド(陸上)	1面 6時00分～12時00分	2,100円	8,400円																																																																																																																													
	1面 13時00分～17時00分	2,100円	8,400円																																																																																																																													
	1面 17時30分～21時30分	2,100円	8,400円																																																																																																																													
多目的グラウンド(野球)	1面 6時00分～12時00分	1,050円	4,200円																																																																																																																													
	1面 13時00分～17時00分	1,050円	4,200円																																																																																																																													
多目的グラウンド(バレーボール)	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	1面 13時00分～17時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
テニスコート	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	1面 13時00分～17時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
ゲートボール場	1面 6時00分～12時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	1面 13時00分～18時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	1面 18時00分～22時00分	730円	2,940円																																																																																																																													
和室	9時00分～12時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	13時00分～17時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	18時00分～22時00分	730円	2,940円																																																																																																																													
会議室	9時00分～12時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	13時00分～17時00分	520円	2,100円																																																																																																																													
	18時00分～22時00分	730円	2,940円																																																																																																																													
有料公園施設の名称	単 位	金 額																																																																																																																														
テニスコート	1面最初の2時間につき	町民等 2,000円 町民等以外 2,500円 青少年団体 1,000円																																																																																																																														
	1面最初の2時間を超える時間1時間につき	町民等 1,000円 町民等以外 1,200円 青少年団体 1,000円																																																																																																																														
	1面1時間につき	夜間照明施設 800円																																																																																																																														
	ゲートボール場	1面2時間につき	町民等 200円 町民等以外 600円																																																																																																																													
野 球 場	2時間につき	町民等 4,000円 町民等以外 6,000円 青少年団体 2,000円																																																																																																																														
		横山公園陸上競技場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">陸上競技場</th> <th rowspan="2">市民</th> <th colspan="2">午前(8時30分～12時30分)</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>1日(8時30分～17時)</th> <th>4,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民以外のもの</td> <td rowspan="2">午前(8時30分～12時30分)</td> <td>1日(8時30分～17時)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>午後(13時～17時)</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般使用</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>大人</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	陸上競技場	市民	午前(8時30分～12時30分)		金額	1日(8時30分～17時)	4,000円	市民以外のもの	午前(8時30分～12時30分)	1日(8時30分～17時)	4,000円	午後(13時～17時)	8,000円	一般使用	1回	大人	20,000円	小人	20,000円	付属施設(夜間照明施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夜間照明施設(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまびこ</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	夜間照明施設(1時間につき)	やまびこ	510円	テニスコート		与瀬町民グラウンド <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>午前又は午後</td> <td>1,030円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料		単 位	金 額	1 日	2,060円	午前又は午後	1,030円																																																																																											
		陸上競技場			市民	午前(8時30分～12時30分)		金額																																																																																																																								
1日(8時30分～17時)	4,000円																																																																																																																															
市民以外のもの	午前(8時30分～12時30分)	1日(8時30分～17時)	4,000円																																																																																																																													
		午後(13時～17時)	8,000円																																																																																																																													
一般使用	1回	大人	20,000円																																																																																																																													
		小人	20,000円																																																																																																																													
区分	夜間照明施設(1時間につき)																																																																																																																															
やまびこ	510円																																																																																																																															
テニスコート																																																																																																																																
使用料																																																																																																																																
単 位	金 額																																																																																																																															
1 日	2,060円																																																																																																																															
午前又は午後	1,030円																																																																																																																															
横山公園野球場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">野球場</th> <th rowspan="2">専用使用</th> <th colspan="2">入場料等を徴収しない場合</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市民</th> <th>市民以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般使用</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>市民</td> <td>2時間につき 3,300円</td> </tr> <tr> <td>市民以外のもの</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>入場料等を徴収する場合</td> <td>33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	野球場	専用使用	入場料等を徴収しない場合		金額	市民	市民以外のもの	一般使用	1回	市民	2時間につき 3,300円	市民以外のもの	16,500円			入場料等を徴収する場合	33,000円	内郷町民グラウンド <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>午前又は午後</td> <td>1,030円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料		単 位	金 額	1 日	2,060円	午前又は午後	1,030円																																																																																																						
野球場			専用使用	入場料等を徴収しない場合		金額																																																																																																																										
	市民	市民以外のもの																																																																																																																														
一般使用	1回	市民	2時間につき 3,300円																																																																																																																													
		市民以外のもの	16,500円																																																																																																																													
		入場料等を徴収する場合	33,000円																																																																																																																													
使用料																																																																																																																																
単 位	金 額																																																																																																																															
1 日	2,060円																																																																																																																															
午前又は午後	1,030円																																																																																																																															
		内郷、与瀬町民グラウンド照明施設使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者の区分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> <th>1時間を超過30分につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ施設を利用する団体の登録を受けたもの</td> <td>2,060円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>3,090円</td> <td>1,540円</td> </tr> </tbody> </table>	使用者の区分	使 用 料		1時間につき	1時間を超過30分につき	スポーツ施設を利用する団体の登録を受けたもの	2,060円	1,030円	上記以外のもの	3,090円	1,540円																																																																																																																			
使用者の区分	使 用 料																																																																																																																															
	1時間につき	1時間を超過30分につき																																																																																																																														
スポーツ施設を利用する団体の登録を受けたもの	2,060円	1,030円																																																																																																																														
上記以外のもの	3,090円	1,540円																																																																																																																														
		2 付属施設使用料(夜間照明設備) <table border="1"> <thead> <tr> <th>付属施設の種類</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的グラウンド夜間照明施設</td> <td>2時間につき</td> <td>5,250円</td> </tr> </tbody> </table>	付属施設の種類	単 位	金 額	多目的グラウンド夜間照明施設	2時間につき	5,250円																																																																																																																								
付属施設の種類	単 位	金 額																																																																																																																														
多目的グラウンド夜間照明施設	2時間につき	5,250円																																																																																																																														
			武道場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>午前又は午後</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>1,540円</td> </tr> </tbody> </table>	使 用 料		単 位	金 額	1 日	2,060円	午前又は午後	1,030円	夜 間	1,540円																																																																																																																			
使 用 料																																																																																																																																
単 位	金 額																																																																																																																															
1 日	2,060円																																																																																																																															
午前又は午後	1,030円																																																																																																																															
夜 間	1,540円																																																																																																																															

施設
区分

藤野町

スポ
ー
ツ
施
設

施設等の区分		使用料			
		単位	町内	町外	
藤野町スポーツ広場	陸上競技場	2時間につき	2,000円	8,000円	
	野球場(一面)	2時間につき	1,000円	4,000円	
	テニスコート(一面)	2時間につき	1,000円	3,000円	
	ゲートボールコート(一面)	2時間につき	200円	600円	
	クライミングボード	2時間につき	1,000円	3,000円	
町立日連運動場	野球場(一面)	2時間につき	1,000円	3,000円	
	ゲートボールコート(一面)	2時間につき	200円	600円	
吉野イベントパーク	広場	2時間につき	2,000円	8,000円	
	マレットゴルフ(18ホール)	コース	1日につき(1人あたり)	100円	300円
		用具	1日につき(1セットあたり)	200円	300円
藤野やまなみ運動公園	ゲートボールコート(一面)	2時間につき		600円	
牧郷運動公園		2時間につき	1,000円	3,000円	

夜間照明施設

施設及び居住等の区分		使用料	
		単位	金額
藤野町スポーツ広場	野球場(1面)	町内に住所を有する者	2時間につき 5,000円
		町外に住所を有する者	2時間につき 10,000円
	テニスコート(1面)	町内に住所を有する者	2時間につき 800円
		町外に住所を有する者	2時間につき 1,600円
	ゲートボールコート(一面)	町内に住所を有する者	2時間につき 400円
		町外に住所を有する者	2時間につき 800円

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町					
スポーツ施設	鹿沼公園軟式野球場		緑の休暇村テニスコート		小原プール				
	軟式野球場	専用使用	市民	2時間につき	区分	土・日曜日、休日	平日		
		市民以外 のもの	2時間につき		全日	午前9時～午後5時	12,000円	8,500円	
	一般使用	1回		半日	午前9時～午後1時又は午後1時～午後5時	7,000円	5,000円		
	相模台公園軟式野球場		総合運動公園		使用料				
	軟式野球場	専用使用	市民	2時間につき	1 運動施設	1回	大人	100円	
		市民以外 のもの	2時間につき		有料公園施設名	単位	金額	子供	50円
	一般使用	1回		多目的グラウンド	2時間につき	半面使用	町民	一般	2,100円
	淵野辺公園少年野球場・ソフトボール場		テニスコート						
	少年野球場・ソフトボール場	専用使用	市民	2時間につき	2時間につき	1面につき	町民	一般	1,050円
		市民以外 のもの	2時間につき		全面使用	町民	町民以外	8,400円	
	一般使用	1回		一般使用	町民	町民以外	4,200円		
	公園テニスコート（4箇所）				町民	町民以外	2,100円		
	テニスコート	専用使用	市民	2時間につき	町民	町民以外	16,800円		
		市民以外 のもの	2時間につき		町民	町民以外	1,570円		
一般使用	1面		町民	町民以外	840円				
				町民	町民以外	6,300円			
				2 附属設備（夜間照明施設）					
				附属設備の種類	単位	金額			
				多目的グラウンド夜間照明施設	2時間につき	5,250円			
				テニスコート夜間照明施設	1面2時間につき	1,050円			

施設 区分	藤野町
ス ポ ー ツ 施 設	

施設区分	相模原市				城山町	津久井町	相模湖町	
スポーツ施設	洲野辺公園「銀河アリーナ」							
	* アイススケート場、プール、トレーニング室							
	アイススケート場	専用使用	入場料等を徴収しない場合	市民	28,000円			
			市民以外のもの	2時間につき	34,000円			
		一般使用	入場料等を徴収する場合	市民	56,000円			
			市民以外のもの	68,000円				
	特別専用使用	大人	1回	800円				
		中人		600円				
		小人		400円				
		市民		早朝(6時30分～8時30分)	28,000円			
	夜間A(20時30分～21時30分)		14,000円					
	夜間B(21時45分～22時45分)		14,000円					
	夜間C(23時～24時)		14,000円					
	市民以外のもの		早朝(6時30分～8時30分)	34,000円				
			夜間A(20時30分～21時30分)	17,000円				
			夜間B(21時45分～22時45分)	17,000円				
			夜間C(23時～24時)	17,000円				
	水泳プール	専用使用	入場料等を徴収しない場合	25,000円				
			入場料等を徴収する場合	50,000円				
			2コースにつき2時間	5,000円				
一般使用	大人	1回につき2時間	400円					
	小人	200円						
トレーニング室	大人	1回	200円					
	小人		100円					
スポーツ広場夜間照明施設(3箇所)								
A照明(軟式野球向けの照明)		30分につき	900円					
B照明(サッカー向けの照明)			800円					
C照明(ソフトボール向けの照明)			400円					

施設 区分	藤野町
ス ポ ー ツ 施 設	

施設区分	相模原市					城山町	津久井町	相模湖町	
体育館	総合体育館 (総合体育館、北総合体育館)								
	1 専用使用料								
		使用単位(時間)	午前 (9時 ～12時)	午後 (13時 ～17時)	夜間 (18時 ～22時)	全日 (9時 ～22時)			
		施設区分							
	相模原市立総合体育館	大体育室	1 / 3	円 2,000	円 2,700	円 2,700	円 7,400		
			1 / 2	3,000	4,000	4,000	11,000		
			2 / 3	4,000	5,400	5,400	14,800		
			全面	6,000	8,000	8,000	22,000		
	相模原市立総合体育館	中体育室	1 / 2	1,400	1,800	1,800	5,000		
			全面	2,800	3,700	3,700	10,200		
	相模原市立総合体育館	小体育室		1,600	2,100	2,100	5,800		
		柔道場	1 / 2	600	800	800	2,200		
			全面	1,200	1,600	1,600	4,400		
		剣道場	1 / 2	600	800	800	2,200		
			全面	1,200	1,600	1,600	4,400		
		弓道場		1,200	1,600	1,600	4,400		
		会議室	1 / 2	600	800	800	2,200		
			全面	1,200	1,600	1,600	4,400		
		相模原市立総合体育館	体育室	1 / 3	2,000	2,700	2,700	7,400	
				1 / 2	3,000	4,000	4,000	11,000	
	2 / 3			4,000	5,400	5,400	14,800		
	全面			6,000	8,000	8,000	22,000		
	多目的室		600	800	800	2,200			
	柔道場		600	800	800	2,200			
	相模原市立総合体育館	剣道場	1 / 2	600	800	800	2,200		
			兼卓球	全面	1,200	1,600	1,600	4,400	
		弓道場		1,200	1,600	1,600	4,400		
大会講室		1,200	1,600	1,600	4,400				
小会議室		600	800	800	2,200				

施設 区分	藤野町	
	牧郷体育館	
体育館	使用料	
	単位	町内 町外
	2時間につき	1,000円 3,000円

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																								
体育館	<p>2 個人使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用単位(時間)</th> <th>午前 (9時 - 12時)</th> <th>午後 (13時 - 17時)</th> <th>夜間 (18時 - 22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td colspan="3">各区分ごとに</td> </tr> <tr> <td>相模原市立総合体育館</td> <td colspan="3"> 大体育室 各区分ごとに 中体育室 大人 200円 小体育室 小人 100円 (中学生以下の者) 柔道場 小学生未満の者 無料 剣道場 弓道場 トレーニング室 </td> </tr> <tr> <td>相模原市立総合体育館</td> <td colspan="3"> 相模原市立総合体育館 多目的室 柔道場 剣道場兼卓球場 弓道場 トレーニング室 </td> </tr> </tbody> </table> <p>けやき体育館(障害者専用)</p> <p>1 専用利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位(時間)</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育室</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>10,200円</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室</td> <td rowspan="4">1日(9時~22時)</td> <td rowspan="4">3,900円</td> </tr> <tr> <td>教養室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>教室</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用単位(時間)</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育室</td> <td rowspan="2">1日(9時~22時)</td> <td>大人 600円</td> </tr> <tr> <td>小人 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機能訓練室</td> <td rowspan="2">1日(9時~22時)</td> <td>大人 600円</td> </tr> <tr> <td>小人 300円</td> </tr> </tbody> </table>	使用単位(時間)	午前 (9時 - 12時)	午後 (13時 - 17時)	夜間 (18時 - 22時)	施設区分	各区分ごとに			相模原市立総合体育館	大体育室 各区分ごとに 中体育室 大人 200円 小体育室 小人 100円 (中学生以下の者) 柔道場 小学生未満の者 無料 剣道場 弓道場 トレーニング室			相模原市立総合体育館	相模原市立総合体育館 多目的室 柔道場 剣道場兼卓球場 弓道場 トレーニング室			施設	利用単位(時間)	利用料金	体育室	1/2	5,000円	10,200円	機能訓練室	1日(9時~22時)	3,900円	教養室	和室	教室	施設	利用単位(時間)	利用料金	体育室	1日(9時~22時)	大人 600円	小人 300円	機能訓練室	1日(9時~22時)	大人 600円	小人 300円			
	使用単位(時間)	午前 (9時 - 12時)	午後 (13時 - 17時)	夜間 (18時 - 22時)																																								
	施設区分	各区分ごとに																																										
	相模原市立総合体育館	大体育室 各区分ごとに 中体育室 大人 200円 小体育室 小人 100円 (中学生以下の者) 柔道場 小学生未満の者 無料 剣道場 弓道場 トレーニング室																																										
	相模原市立総合体育館	相模原市立総合体育館 多目的室 柔道場 剣道場兼卓球場 弓道場 トレーニング室																																										
	施設	利用単位(時間)	利用料金																																									
	体育室	1/2	5,000円																																									
			10,200円																																									
	機能訓練室	1日(9時~22時)	3,900円																																									
	教養室																																											
和室																																												
教室																																												
施設	利用単位(時間)	利用料金																																										
体育室	1日(9時~22時)	大人 600円																																										
		小人 300円																																										
機能訓練室	1日(9時~22時)	大人 600円																																										
		小人 300円																																										

施設 区分	藤野町
体育館	

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町				
体育館	相模原市体育館 1 本館使用料							
	用途の区分	使用時間別料金						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	
	使用種別	8.30	13.00	18.00	8.30	13.00	8.30	
	-	-	-	-	-	-		
	12.00	17.00	22.00	17.00	22.00	22.00		
	スポート	入場料を徴収しないとき	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
	ツ	入場料を徴収する場合	2,300円	2,600円	3,000円	4,900円	5,600円	7,900円
	そ	入場料を徴収しないとき	1,500円	1,800円	2,300円	3,300円	4,100円	5,600円
	の	入場料を徴収する場合	3,000円	3,800円	4,500円	6,800円	8,300円	11,300円
合	とき							
2	付属施設使用料							
施設名称	使用時間別料金							
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日		
8.30	13.00	18.00	8.30	13.00	8.30			
-	-	-	-	-	-			
12.00	17.00	22.00	17.00	22.00	22.00			
弓道場	300円	500円	800円	800円	1,300円	1,600円		
柔道場	300円	500円	800円	800円	1,300円	1,600円		

施設 区分	藤野町
体育館	

施設区分	相模原市			城山町	津久井町	相模湖町
水泳場	総合水泳場					
	1 専用利用料金					
	施設区分	利用単位	金額			
	50mプール	1日(9時～21時30分)	156,250円			
	飛込プール		68,750円			
	25mプール		56,250円			
	会議室		12,500円			
	2 個人利用料金					
	施設区分	利用単位	金額			
	プ ー ル	大人	1日(9時～21時30分)	2,500円		
小人		1,250円				
ト レ ー ニ ン グ 室	大人	1回	200円			
	小人		100円			

施設 区分	藤野町
水泳場	

施設 区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
産業 施設				

施設 区分	藤野町																
	<p>生活改善センター（12施設）</p> <p>篠原生活改善センター 奥牧野生活改善センター 伏馬田生活改善センター 中尾生活改善センター 吉原生活改善センター 沢井生活改善センター 菅井生活改善センター 小津久生活改善センター 長また生活改善センター 馬本生活改善センター 大久和生生活改善センター 大鎌生活改善センター</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>1回につき 1,030円</td> </tr> </table> <p>但し、個人的なもの、営利を伴うもの、町外の者の使用に限る。</p> <p>集会施設ほか（12施設）</p> <p>小舟集会施設 芝田集会施設 日蓮集会施設 上岩集会施設 新和田多目的集会施設 川上多目的集会施設 大川原多目的集会施設 舟久保多目的集会施設 綱子多目的集会施設 藤野園芸ランド野趣味覚センター 竹の子の里活性化センター やさか茶屋</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>無 料</td> </tr> </table> <p>農村環境改善センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>8:30～17:00</th> <th>17:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>600円/h</td> <td>900円/h</td> </tr> <tr> <td>和室会議室 農産加工室・ 調理実習室</td> <td>400円/h</td> <td>600円/h</td> </tr> <tr> <td>農事研修室 2階会議室 健康相談室</td> <td>250円/h</td> <td>400円/h</td> </tr> </tbody> </table>		使用料	1回につき 1,030円	使用料	無 料		8:30～17:00	17:00～22:00	多目的ホール	600円/h	900円/h	和室会議室 農産加工室・ 調理実習室	400円/h	600円/h	農事研修室 2階会議室 健康相談室	250円/h
使用料	1回につき 1,030円																
使用料	無 料																
	8:30～17:00	17:00～22:00															
多目的ホール	600円/h	900円/h															
和室会議室 農産加工室・ 調理実習室	400円/h	600円/h															
農事研修室 2階会議室 健康相談室	250円/h	400円/h															

産業
施設

施設区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																										
財産管理	行政財産目的外使用料 普通財産の貸付料の規定を準用する。 (1) 電柱、広告板、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の貸付料 相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)に定めるところによる。 (2) 前号以外の目的のための土地貸付料(年額) 貸付けに係る近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により相模原市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された固定資産税課税標準額に100分の3を乗じて得た額とする。 (3) 建物の貸付料(年額) 貸付けに係る建物評価額に100分の6を乗じて得た額とする。 (4) 前3号以外のものについては、用途その他の事情を考慮して市長が定める額とする。 (5) 第2号又は第3号の規定により算定した貸付料の額が、近傍類似の民間賃貸実例等に比して著しい差を生ずる場合その他市長が特に必要と認める場合は、当該民間賃貸実例等を勘案して貸付料の額を調整することができる。	行政財産目的外使用料 次に定める算式により算定した額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額(以下、「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た額を使用料の額とする。ただし土地の使用が1月以上にわたるとき又は建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の1又は2に定める算式により算定した額とする。 1 電柱、広告版、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用料 城山町道路専用徴収条例の定めるところによる。 2 前項以外の目的のための土地の使用料 $\text{使用部分にかかる土地の価額} \times (3 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365)$ 3 建物の使用 $\text{使用部分にかかる建物の価額} \times (6 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365) + \text{当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、上記2の算式により算定した額。}$ (当該敷地が借地の場合に合っては、地代又は賃借料に相当する額) $\times (\text{使用部分に係る建物の面積} / \text{当該建物の延べ面積})$ 4 上記1から3以外のものについては、用途その他の事情を考慮して町長が定める使用料を徴収する。	行政財産目的外使用料 次に定める算式により算定した額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額(以下、「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た額を使用料の額とする。ただし土地の使用が1月以上にわたるとき又は建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の1又は2に定める算式により算定した額とする。 1 電柱、広告版、水道管その他これらに関するものを設置するための土地の使用料 別表左欄に掲げる種類に応じそれぞれ当該右欄に掲げる額 $\times (\text{使用許可月数} / 12)$ 2 前項以外の目的のための土地の使用料 $\text{使用部分にかかる土地の価額} \times (3 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365)$ 3 建物の使用 $\text{使用部分にかかる建物の価額} \times (6 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365)$ 4 行政財産のうち、前項以外のものについては用途、その他の事情を考慮して町長が定める使用料を徴収する。	行政財産目的外使用料 1 電柱、広告版、水道管その他これらに関するものを設置するための土地の使用料 別表左欄に掲げる種類に応じそれぞれ当該右欄に掲げる額 $\times (\text{使用許可月数} / 12)$ 2 前項以外の目的のための土地の使用料 $\text{使用部分にかかる土地の価額} \times (3 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365)$ 3 建物の使用 $\text{使用部分にかかる建物の価額} \times (6 / 100) \times (\text{使用許可日数} / 365) + \text{当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、前項の規定を準用して算出した額。}$ (当該敷地が借地の場合に合っては、地代又は借地に相当する額) $\times (\text{使用部分に係る建物の面積} / \text{当該建物の延べ面積})$ 4 行政財産のうち、前項以外のものについては用途、その他の事情を考慮して町長が定める使用料を徴収する。																																																										
	<table border="1"> <caption>別表(第2条関係)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">柱類の敷地</td> <td>鉄塔</td> <td>使用面積 1平方メートル1年</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱 支線その他の柱類</td> <td>1本1年</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>工作物の敷地</td> <td>案内板、広告板</td> <td>表示面積 1平方メートル1年</td> <td>1320円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地下埋設物の敷地</td> <td rowspan="3">管類</td> <td>外径が0.4メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル1年</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td></td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上2メートル未満のもの</td> <td></td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>使用面積 1平方メートル1年</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	柱類の敷地	鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	600円	電柱 支線その他の柱類	1本1年	810円		460円	工作物の敷地	案内板、広告板	表示面積 1平方メートル1年	1320円	地下埋設物の敷地	管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年	120円	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		300円	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		600円	その他の施設	使用面積 1平方メートル1年	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電柱</td> <td>本柱</td> <td>1本につき 円</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>支線柱 街路照明柱</td> <td>1本につき 円</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>広告板類</td> <td></td> <td>広告等に使用される面の表面積1平方メートルにつき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>標識柱類</td> <td></td> <td>1本につき 円</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配管類</td> <td>外形が0.4メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートルにつき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>外形が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>同</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>外形が1メートル以上2メートル未満のもの</td> <td>同</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>外形が2メートル以上のもの</td> <td>同</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分	金額	電柱	本柱	1本につき 円	1,000	支線柱 街路照明柱	1本につき 円	500	広告板類		広告等に使用される面の表面積1平方メートルにつき	5,000円	標識柱類		1本につき 円	2,000	配管類	外形が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	200円	外形が0.4メートル以上1メートル未満のもの	同	500円	外形が1メートル以上2メートル未満のもの	同	1,000円	外形が2メートル以上のもの	同
区分	単位	金額																																																												
柱類の敷地	鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	600円																																																											
	電柱 支線その他の柱類	1本1年	810円																																																											
			460円																																																											
工作物の敷地	案内板、広告板	表示面積 1平方メートル1年	1320円																																																											
地下埋設物の敷地	管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年	120円																																																										
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		300円																																																										
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの		600円																																																										
	その他の施設	使用面積 1平方メートル1年	300円																																																											
区分	分	金額																																																												
電柱	本柱	1本につき 円	1,000																																																											
	支線柱 街路照明柱	1本につき 円	500																																																											
広告板類		広告等に使用される面の表面積1平方メートルにつき	5,000円																																																											
標識柱類		1本につき 円	2,000																																																											
配管類	外形が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	200円																																																											
	外形が0.4メートル以上1メートル未満のもの	同	500円																																																											
	外形が1メートル以上2メートル未満のもの	同	1,000円																																																											
	外形が2メートル以上のもの	同	2,000円																																																											

施設区分	藤野町
財産管理	<p>行政財産目的外使用料</p> <p>次に定める算式により算出した額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額（以下、「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし土地の使用が1月以上にわたるとき又は建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の1又は2に定める算式により算出した額とする。</p> <p>1 電柱、広告版、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用料 藤野町道路占用料徴収条例第2条に規定する額。</p> <p>2 前項以外の目的のための土地の使用 【使用料の基準となる価額】により算出した額に100分の3を乗じて得た額。 【算式】 当該土地の評価額 / 当該土地の面積 × 使用面積 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365</p> <p>3 建物の使用 【使用料の基準となる価額】により算出した額に100分の7を乗じて得た額。 【算式】 当該建物の評価額 / 当該建物の面積 × 使用面積 × 7 / 100 × 使用許可日数 / 365 + 当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、上記2の算式により算出した額。（当該敷地が借地の場合にあつては、地代又は借賃に相当する額） × 使用部分に係る建物の面積 × 使用部分に係る建物の面積 / 当該建物の延べ面積</p> <p>4 上記1から3以外のものについては、用途その他の事情を考慮して町長が定める額とする。 【使用料の基準となる価額】 使用料の基準となる価額については、町長が別に定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。</p>

排水施設等占用料（下水道）

区 分		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
通路としての占用		占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	460円	360円	500円
通路橋その他これらに類する占用	占用面積が4平方メートル以下の部分	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	460円	360円	500円
	占用面積が4平方メートルを超える部分		600円	500円	460円	360円	500円
上記以外の占用			相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)別表の例による。	城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)別表の例による。	津久井町道路占用料徴収条例(平成4年年津久井町条例第10号)別表の例による。	相模湖町道路占用料徴収条例(昭和46年相模湖町条例第13号)別表の例による。	藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例13号)別表の例による。

河川占用料

区 分		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
鉱工業その他の用に供するもの		水量毎秒0.1立方メートルにつき1年	494,970円				
通路としての占用		占用面積1平方メートルにつき1年	300円				
通路橋その他これらに類するもの	占用面積が4平方メートル以下の部分	占用面積1平方メートルにつき1年	300円				
	占用面積が4平方メートルを超える部分		600円				
はけ口その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	600円				
その他のもの			相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)別表の例による。				
その他の占用		占用面積1平方メートルにつき1年	300円				

水路占用料

区 分			単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
通路としての占用			占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	460円		4 m以下 150円 4 mを超える部分320円
工作物の 占用	通路橋 その他 これら に類す るもの	占用面積が 4平方メー トル以下の 部分	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	460円		150円
		占用面積が 4平方メー トルを超え る部分		600円	500円	460円		320円
	はけ口その他これら に類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600円	500円	300円		外径が0.4m未満170円 外径が0.4m以上430円	
その他のもの				相模原市道路占用料徴収 条例(昭和44年相模原市条 例第15号)別表の例によ る。	城山町道路占用料徴収条 例(昭和51年城山町条例第 12号)別表の例による。	津久井町道路占用料徴収 条例(平成4年津久井町条 例第10号)別表の例によ る。		藤野町水路及び認定外道 路に関する条例(平成4年 藤野町条例第2号)別表に よる。
その他の占用			占用面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	300円		藤野町水路及び認定外道 路に関する条例(平成4年 藤野町条例第2号)別表に よる。

公園占用料

占用物件		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
第1種電柱		1本につき	190円	年 700円 ÷ 12=58.3円	1本につき1年 800円	本柱 1本につき1年 1,000円	
第2種電柱			300円	年 700円 ÷ 12=58.3円			
第3種電柱			410円	年 700円 ÷ 12=58.3円			
第1種電話柱		1月	170円	年 270円 ÷ 12=22.5円	1本につき1年 800円	支線及び支線柱 1本につき1年 500円	
第2種電話柱			280円	年 270円 ÷ 12=22.5円			
第3種電話柱			390円	年 270円 ÷ 12=22.5円			
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1月	10円	年 100円 ÷ 12= 8.3円	長さ1メートルにつき1年 500円	外形1メートル未満のもの 1メートルにつき1年 500円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円	年 100円 ÷ 12= 8.3円			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		20円	年 100円 ÷ 12= 8.3円			
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		35円	年 100円 ÷ 12= 8.3円			
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		90円	年 270円 ÷ 12=22.5円			
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		180円	年 520円 ÷ 12=43.4円			
	外径が2メートル以上のもの	360円	年1,040円 ÷ 12=86.6円		外形1メートル以上のもの 1メートルにつき1年 1,000円		
公衆電話所		1個につき 1月	270円	年 850円 ÷ 12=70.8円	1個につき1年 1,000円		
標識		1本につき 1月	215円	年 690円 ÷ 12=57.5円	1本につき1年 800円	1本につき1年 2,000円	
その他のもの			相模原市道路占用料徴収 条例(昭和44年相模原市条 例第15号)別表の規定を準 用する。	城山町道路占用料徴収条 例(昭和51年城山町条例第 12号)別表の例による。	1平方メートルにつき1月 100円	1平方メートルにつき1 月 200円	

道路占用料

占用物件		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1月	190円	年700円÷12 =58.3円	電柱のみ1本1年 810円 (別に線類の占用料あり)	電柱 1本当り年額 500円	電柱のみ1本1年 580円 (別に線類の占用料あり)
	第2種電柱		300円	年700円÷12 =58.3円			
	第3種電柱		410円	年700円÷12 =58.3円			
	第1種電話柱		170円	年270円÷12 =22.5円	電話柱のみ1本1年 300円 (別に線類の占用料あり)	電話柱 1本当り年額 200円	
	第2種電話柱		280円	年270円÷12 =22.5円			
	第3種電話柱		390円	年270円÷12 =22.5円			
	その他の柱類		15円	年500円÷12 =41.6円	1年 460円	1本当り年額 360円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	2円	年 60円÷12 =5円	1年 60円		1年 50円
	地下電線その他地下に設ける線類		1円	年 60円÷12 =5円	1年 60円		1年 50円
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	130円	年500円÷12 =41.6円	1年 970円		1年 700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	90円	年500円÷12 =41.6円	1年 970円		1年 700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	270円	年850円÷12 =70.8円	1年 970円		1年 700円
	郵便差出箱		115円	年350円÷12 =29.1円	1年 390円		1年 280円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	790円	年1,440円÷12 =120円	1年 1,320円	年額 1,000円	1年 1,000円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	270円	年500円÷12 =41.6円	1年 970円	年額 400円	1年 700円	

占用物件		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	10円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	1年 120円 " 200円	外径口が0.4メートル未満のもの 年額 70円	1年 50円 " 70円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		20円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円				
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		35円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	1年 300円 " 490円 1年 600円 " 970円	外径口が0.4メートル以上のもの 年額 180円	1年 220円 " 350円 1年 430円 " 700円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		90円	年270円÷12=22.5円 年430円÷12=35.8円				
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		180円	年520円÷12=43.3円 年850円÷12=70.8円				
	外径が2メートル以上のもの		360円	年1,040円÷12=86.6円 年1,720円÷12=143.3円				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			270円	3号年520円÷12=43.3円 4号年 40円÷12= 3.3円	1年3号 600円 " 4号 40円		3号 1年 430円 4号 1年 360円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1月	階数が1のもの	$A \times 0.003 \times (1/12)$	年500円÷12=41.6円	1年 $A \times 0.01 \times 0.7$		1年 $A \times 0.01$
			階数が2のもの	$A \times 0.005 \times (1/12)$	年500円÷12=41.6円	" $A \times 0.016 \times 0.7$		1年 $A \times 0.016$
			階数が3以上のもの	$A \times 0.006 \times (1/12)$	年500円÷12=41.6円	" $A \times 0.02 \times 0.7$		1年 $A \times 0.02$
	上空に設ける通路		530円	年500円÷12=41.6円	1年 460円	年額 360円	1年 500円	
	地下に設ける通路		265円	年500円÷12=41.6円	1年 460円	年額 360円	1年 500円	
	その他のもの			270円	年500円÷12=41.6円	1年 40円		1年 360円

上段 水道等 下段 その他

Aとは・・・相模原市 近傍類似の土地の時価
津久井町 "
相模湖町 近隣地の固定資産
藤野町 近傍類似の土地の時価

占用物件		単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設ける もの	占用面積1 平方メー トルにつき 1日	80円	月額 140円 1月に満た ない場合 は 140円×5% =7円	13円		10円	
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき 1月	790円	140円	1月 130円		1月 100円	
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メー トルにつき 1日	80円	140円	1月 130円	立看板 1年 800円 掲示板、 広告版類 1年 1,000円	1月 100円
		その他のもの	表示面積1 平方メー トルにつき 1月	790円	140円	1年 1,320円		1月 1,000円
	標識		1本につき 1月	215円	年690円 ÷12=57.5円	1年 780円	1年 600円	1年 560円
	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本につき 1日	80円		13円		10円
		その他のもの	1本につき 1月	790円		130円		100円
	幕(政令第 7条第2 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。)	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	その面積1 平方メー トルにつき 1日	80円		13円		10円
		その他のもの	その面積1 平方メー トルにつき 1月	790円		130円		100円
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき 1月	7,930円	1,440円	1,320円		1,000円
		その他のもの		3,960円	1,440円	660円		500円

占有物件			単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	790円	140円	130円	年額 1,000円	100円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				270円	140円	100円		70円
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの		$A \times 0.005 \times (1/12)$		$1\text{年}A \times 0.018 \times 0.7$	年額 $A \times 0.012$	$A \times 0.018$
		階数が2のもの		$A \times 0.006 \times (1/12)$		$1\text{年}A \times 0.025 \times 0.7$		$A \times 0.025$
		階数が3のもの		$A \times 0.008 \times (1/12)$		$1\text{年}A \times 0.032 \times 0.7$		$A \times 0.032$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.009 \times (1/12)$		$1\text{年}A \times 0.036 \times 0.7$		$A \times 0.036$
	その他のもの	$A \times 0.005 \times (1/12)$			$1\text{年}A \times 0.018 \times 0.7$	$A \times 0.018$		
政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの		$A \times 0.005 \times (1/12)$			年額 $A \times 0.012$	$A \times 0.018$
		階数が2のもの		$A \times 0.006 \times (1/12)$				$A \times 0.025$
		階数が3のもの		$A \times 0.008 \times (1/12)$				$A \times 0.032$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.009 \times (1/12)$				$A \times 0.036$
	その他のもの	$A \times 0.018 \times (1/12)$				$A \times 0.04$		

復旧監督費単価表

種 別		舗装厚	単 位	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
セメント・コンクリート舗装		55センチメートル	1平方メートル ル当たり	15,600円			(As舗装単価と同じ) 11,491円	
コンクリート表面処理		35センチメートル		12,200円			(As舗装単価と同じ) 9,170円	
上級舗装	A	100センチメートル		24,600円			-	
	B	80センチメートル		19,600円			-	
高級舗装	A	60センチメートル		15,200円			5.5センチメートル 11,491円	
	B	45センチメートル		11,100円			-	
簡易舗装	A	40センチメートル		7,700円			40センチメートル 9,170円	
	B	25センチメートル		7,000円			-	
歩道舗装	特殊舗装	19センチメートル		10,000円			-	
	一般舗装	13センチメートル		5,000円			13センチメートル 10,143円	
砂利道				2,410円			15センチメートル 3,056円	

公共下水道1ヶ月当たりの使用料

区分	基本額		加算額	使用料(1立方メートルにつき)				
	排水量	使用料	排水量	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
一般汚水	8立方メートル以下の分	相模原市 550円 城山町 650円 津久井町 660円 相模湖町 560円 藤野町 600円	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	90円	98円	92円	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分 75円	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分 80円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	95円	104円	102円		
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	110円	115円	117円	85円	90円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	120円	127円	137円	100円	105円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	145円	155円	157円	120円	125円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	160円	167円	100立方メートルを超え500立方メートル以下の分 182円	100立方メートルを超え500立方メートル以下の分 150円	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 155円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	190円	201円	500立方メートルを超える分 207円	500立方メートルを超える分 180円	500立方メートルを超える分 190円
1,000立方メートルを超える分	225円	236円						
公衆浴場 汚水	排水量1立方メートルにつき		5円		6円			

水道1ヶ月当たりの使用料

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
給水設備1基			1,680円	

藤野町 水道使用料

水道名	給水目的の種別	基本料金(一ヶ月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)	
葛原簡易水道 篠原簡易水道 牧野中央簡易水道	家事用	8立方メートルまで 1,000円	130円	
	業務用	8立方メートルまで 1,000円	8立方メートルを超え25立方メートルまで	130円
			25立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	165円
			300立方メートルを超え500立方メートルまで	190円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	195円
			1,000立方メートルを超える分	230円
浴場用	10立方メートルまで 1,250円	130円		
一時用	家事	10立方メートルまで 1,500円	150円	
	業務	10立方メートルまで 1,875円	255円	
馬本、吉原簡易水道	家事用	1戸あたり1律	200円	
伏馬田簡易水道	家事用	戸数割 1戸 200円 人頭割 15円 成牛 1頭 15円		

藤野町 農業集落排水処理施設使用料

使用料（1箇月につき）		
排水施設の名称	定額使用料	人員割使用料
大久和排水処理施設	一戸当たり 1,500 円	人員 1 人当たり 250 円
備 考 1 箇月当たりの使用料は、定額使用料の額に、人員割使用料の額に世帯（使用）人員を乗じて得た額を加えた額とする。		

津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」利用料金

区 分			利用料金
温泉施設	3時間まで	大人	1,000 円
		小学生	500 円
		障害者	500 円
	1日	大人	1,500 円
		小学生	1,000 円
		障害者	1,000 円
貸切休憩室	3時間	10畳(1室につき)	3,000 円

藤野町菅やまなみ温泉使用料

浴場使用料

区 分	大人	小人	適用
3時間	600 円	300 円	入館時刻から3時間以内
1日	900 円	500 円	開館から閉館まで

- (1) 浴場使用料の超過料金は、1時間当たり100円を加算する。
- (2) 浴場使用料は大広間、中広間等での休憩料含む。
- (3) 小人とは、小学生及び中学生の者

特別室使用料

区 分	カシワ	カシワ	カシワ	フジ	フジ	フジ	適用
3時間	3,000 円	1,600 円	1,600 円	2,000 円	1,200 円	1,200 円	入室時刻から3時間以内
1日	10,000 円	5,500 円	5,500 円	7,000 円	4,500 円	4,500 円	開館から閉館15分前まで

- (1) 超過料金は、1時間当たりカシワ1500円、カシワ 800円、カシワ 800円、フジ1,000円、フジ 600円、フジ 600円を加算する。
- (2) 混雑時等は、使用を制限することがあります。

藤野町営バス料金表

<普通運賃>

(大久和東野線)

										やまなみ温泉
									扇久保	100
								小舟	100	100
							伏馬田入口	100	100	100
						菅井	100	100	100	100
					綱子入口	100	100	100	100	100
			長又	100	100	100	100	100	150	150
		奥相模湖	100	100	100	100	100	100	150	150
	下原	100	100	100	100	100	100	150	200	200
	上原	100	100	100	100	100	100	150	200	200
東野	100	100	100	100	100	100	100	150	200	200

(大久和篠原線・篠原赤沢線)

										やまなみ温泉
									川上	100
								中尾日向	100	100
							釜の沢	100	100	100
						新大橋	100	100	100	100
					中村橋	100	100	100	100	100
			篠原	100	100	100	100	100	100	100
		田ヶ岡	100	100	100	100	100	150	150	150
	新和田	100	100	100	100	100	100	150	150	200
赤沢	100	100	100	100	100	100	100	150	150	200

備考 小児(小学生以下) 心身障害者及び精神障害者の運賃は、この表の運賃の半額とし、10円未満に端数がある場合は、これを切り上げるものとする。ただし、満1歳以上小学生入学までの幼児で、父母等が同伴する場合は、幼児1人だけ無料とする。また、1歳未満の幼児は無料とする。

<通勤定期運賃>

1月運賃 普通運賃表の額に60を乗じて得た額の70パーセントに相当する額に、7分の5を乗じて得た額

3月運賃 の定期運賃額に3を乗じて得た額の95パーセントに相当する額

<通学通園定期運賃>

1月運賃 普通運賃表の額に60を乗じて得た額の60パーセントに相当する額に、7分の5を乗じて得た額

3月運賃 の定期運賃額に3を乗じて得た額の95パーセントに相当する額

<荷物運賃>

手回り品であって、総容量が0.25立方メートル以上の物、重量が10キログラム以上の物、又は長さ2メートル以上の物1個につき、普通運賃表の額の2分の1に相当する額

通勤定期運賃、通学通園定期運賃及び荷物運賃の運賃に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入した額とする。

町長が特に必要と認める場合は、運賃を免除することができる。

手数料の現況比較と相模原市・藤野町合併協議会の調整の具体的方針

参考

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
(住民関連)							
戸籍全部・個人事項証明(謄・抄本)	1通	450円	450円	450円	450円	450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍全部・個人事項証明(謄・抄本)	1通	750円	750円	750円	750円	750円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍記載事項証明書(紙戸籍)	1件	350円	350円	350円	350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍記載事項証明書(紙戸籍)	1件	450円	450円	450円	450円	450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍一部事項証明書	1通	450円	450円			450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍一部事項証明書	1通	750円	750円			750円	現行のまま新市に引き継ぐ。
届出若しくは申請の受理の証明書	1通	350円	350円	350円	350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
届出若しくは申請の受理の証明書(上質)	1通	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍届書類閲覧及び記載事項の証明書(戸籍法48条の2)	1件	350円	350円	350円	350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民票の写し	1通	300円	300円	300円	300円	世帯5人まで 300円一人増 60円	合併時に相模原市の制度に統合する。
広域交付住民票の写し	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民票記載事項証明	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍の附票の写し	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民基本台帳の閲覧		1世帯300円	30分500円	1世帯300円	1人30分300円	閲覧者1人30分 1,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
住居表示関係証明	1通	無料	無料				合併時に相模原市の制度を適用する。
住民基本台帳カードの交付	1件	500円	500円	500円	500円	500円	現行のまま新市に引き継ぐ。
外国人登録原票記載事項証明	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
身分証明	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
不在住不在籍証明	1通	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
独身証明	1通	300円	300円	300円		300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
分娩証明	1通	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
婚姻証明(戸籍法41条による証書の謄本が提出されたことの証明)	1通	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
再製原戸籍	1通	300円	300円	300円		300円	現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
納税証明（固定資産税、都市計画税）	1件	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明（償却資産）	1件	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。

注1) 土地の筆数又は建物の棟数が5以下の場合にあっては、300円、土地の筆数又は建物の棟数が6以上の場合にあっては、300円に5を超える土地の筆数又は、建物の棟数に60円を乗じて得た額を加算した額

注2) 土地については、5筆までを1件とし、(1件300円)、1筆を増すごとに60円を加算した額。家屋については、2棟までを1件とし、(1件300円)、1棟を増すごとに60円を加算した額

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
納税証明 (軽自動車・継続検査用)	1件	無料	無料	無料	無料	無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明 (軽自動車・継続検査用を除く)	1件	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
土地・家屋課税台帳の閲覧	1件	300円 (納税義務者は無料)	無料	300円 (縦覧期間中は無料)	300円	300円 (縦覧期間中は無料)	現行のまま新市に引き継ぐ。
償却資産課税台帳の閲覧	1件	300円	無料	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
公図の閲覧	1件	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
所得証明書(一般用、児童手当用)	1件		300円	300円	300円	300円	合併時に廃止する。
無職(無収入)証明書	1件			300円			
土地地番順一覧の閲覧	1大字			300円			
土地・家屋閲覧台帳の閲覧	1件		300円		300円		
(保険関連)							
介護保険料納付済証明	1件	300円	300円	300円	300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
国民健康保険資格証明	1件	300円	無料	300円	無料		合併時に相模原市の制度を適用する。
国民健康保険納税証明	1件	300円	300円	300円	300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
国民健康保険加入証明書	1件					100円	合併時に廃止する。
国民健康保険除外証明書	1件					100円	合併時に廃止する。
国民健康保険その他証明書	1件					100円	合併時に廃止する。
国民健康保険診療所普通診断書	1通			1,570円	1,480円	1,500円	合併時までに検討する。
国民健康保険診療所死亡診断書	1通			3,150円	2,930円	3,000円	合併時までに検討する。
国民健康保険診療所特別の書式によるもの	1通			4,200円	4,380円	4,500円	合併時までに検討する。
国民健康保険診療所証明書	1通			1,050円	990円	1,000円	合併時までに検討する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
(保健衛生関連)							
一般健康相談・健康診査・臨床検査		(別表1)					一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
病院開設の許可	1件	41,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
診療所開設の許可	1件	18,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
助産所開設の許可	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
病院の検査	1件	43,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
診療所の検査	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
助産所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
衛生検査所の登録	1件	78,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
衛生検査所の登録証明書の書換え、再交付	1件	7,800円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
衛生検査所の登録の変更	1件	59,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
死体の保存許可	1件	3,400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
薬局開設、医薬品販売業の許可	1件	29,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
薬局開設、医薬品販売業の許可更新	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
医薬品製造業の許可	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
医薬品製造業の許可更新	1件	5,600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
医薬品製造の承認(変更の承認)	1品目	90円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
医薬品販売又は授与の相手方変更許可	1件	7,100円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	1件	29,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
薬局開設等の許可証の書換え	1件	2,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
薬局開設等の許可証の再交付	1件	2,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録	1件	14,700円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録更新	1件	6,400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え	1件	2,400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	1件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
薬事関係証明	1件	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可（食肉製品製造業等）	1件	21,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可更新（食肉製品製造業等）	1件	10,500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可（飲食店営業等）	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可更新（飲食店営業等）	1件	8,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可（菓子製造業等）	1件	14,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可更新（菓子製造業等）	1件	7,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可（喫茶店営業等）	1件	9,600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係営業許可更新（喫茶店営業等）	1件	4,800円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食鳥処理事業の許可	1件	19,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食鳥処理場の設備変更の許可	1件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食鳥検査	1羽	5円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
食鳥処理の確認規程の認定	1件	5,500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食鳥処理の確認規程の変更認定	1件	2,300円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
ふぐ営業の認証	1件	8,200円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
ふぐ営業認証書の書換え、再交付	1件	2,700円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可（魚介類行商）	1件	4,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新（魚介類行商）	1件	2,450円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可（魚介類加工業）	1件	6,500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新（魚介類加工業）	1件	3,250円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可（はっ酵乳等販売業）	1件	4,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新（はっ酵乳等販売業）	1件	2,450円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品関係等営業施設に係る履行証明	1件	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
理容所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
美容所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
クリーニング所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
旅館業の許可	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
旅館業の許可を受けたものの地位の継承承認	1件	7,400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
浴場業の許可	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
温泉の利用許可	1件	35,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
興行場営業許可	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
化製場の設置許可	1 件	25,720円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
死亡獣畜取扱場の設置許可	1 件	17,310円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
動物の飼養又は収容の許可	1 件	8,390円	8,390円				合併時に相模原市の制度を適用する。
プール又は更衣休憩所の設置許可	1 件	13,590円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
犬の登録	1 頭	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の鑑札の再交付	1 件	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の狂犬病予防注射済票の交付	1 件	550円	550円	550円	550円	550円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1 件	340円	340円	340円	340円	340円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬又はねこの引取り（生後91日以上）	1 頭・匹	1,000円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
犬又はねこの引取り（生後91日未満）	1 頭・匹	200円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
指定動物の飼養許可	1 件	33,320円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
動物取扱業の施設検査	1 件	15,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般と畜場の設置許可	1 件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
簡易と畜場の設置許可	1 件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査（牛又は馬）	1 頭	600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査（子牛又は豚）	1 頭	300円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査（めん羊又は山羊）	1 頭	150円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
食品等の試験		（別表2）					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験（簡易なもの）	1 項目	1,560円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験（やや複雑なもの）	1 項目	2,340円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験（複雑なもの）	1 項目	6,510円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
家庭用品の衛生試験（特に複雑なもの）	1項目	16,950円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
水質試験		（別表3）					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
（消費生活関連）							
特定計量器の定期検査		（別表4）					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
適正計量管理事業所の指定検査	1件	7,400円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
（農林関連）							
農業振興地域（農用地）指定証明	1件	2筆300円	3筆まで300円、以後一筆毎に100円増	5筆まで300円、以後一筆毎に60円増	300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
農地転用受理済等証明	1件	300円	300円	300円	無料	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
相続・贈与税納税猶予適格者証明	1件	無料	300円	300円	無料	無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
鳥獣飼養登録票の交付	1件	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	現行のまま新市に引き継ぐ。
（環境衛生関連）							
浄化槽保守点検業者登録	1件	32,000円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
生活系一般廃棄物の処理		（別表5）	注3） （別表5）	注3） （別表5）	注3） （別表5）	注3） （別表5）	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。
事業系一般廃棄物の処理		（別表6）	注3） （別表6）	注3） （別表6）	注3） （別表6）	注3） （別表6）	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。
産業廃棄物の処分		（別表7）					合併時に相模原市の制度を適用する。
一般廃棄物収集運搬業許可	1件	10,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物収集運搬業許可更新	1件	10,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処分業許可	1件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物収集運搬業許可証の再交付	1件	2,000円					合併時に相模原市の制度を適用する。
一般廃棄物処分業許可証の再交付	1件	2,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

注3）4町とも津久井郡広域行政組合で実施。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
一般廃棄物処理施設設置許可（法第8条第4項に規定する施設）	1件	130,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置許可（上記以外）	1件	110,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設変更許可（法第8条第4項に規定する施設）	1件	120,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設変更許可（上記以外）	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置許可証等の再交付	1件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処分業許可更新	1件	94,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	74,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物処分業許可更新	1件	95,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業変更許可	1件	71,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処分業変更許可	1件	92,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可	1件	72,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物処分業変更許可	1件	95,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
産業廃棄物収集運搬業許可証の再交付	1件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可（法第15条第4項に規定する施設）	1件	140,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可（上記以外）	1件	120,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設変更許可（法第15条第4項に規定する施設）	1件	130,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設変更許可（上記以外）	1件	110,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付	1件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車解体業の許可	1件	78,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車解体業の許可更新	1件	70,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の許可	1件	84,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の許可更新	1件	77,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の事業範囲の変更許可	1件	75,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車引取業者の登録	1件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
使用済自動車フロン類回収業者の登録	1件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
浄化槽清掃業の許可	1件		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	合併時まで検討する。
浄化槽清掃業の許可更新	1件		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	合併時まで検討する。
保護動植物捕獲等許可	1件		2,000円				
土砂等による土地の埋立て等許可	1件		5,000円				
自動車のたい積保管許可	1件		5,000円				
自動車のたい積保管再許可	1件		3,000円				

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
優良住宅認定（50,000㎡を超えるとき）	1件	58,000円	43,000円	43,000円	43,000円	58,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
屋外広告物許可		（別表10）					中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
市有地境界証明	1件	300円	300円	300円			合併時に相模原市の制度を適用する。
道路位置指定証明	1件	300円					特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。
車両制限令証明	1件	300円	300円	300円			合併時に相模原市の制度を適用する。
道路幅員証明	1件	300円	300円	300円			合併時に相模原市の制度を適用する。
区域境界証明	1件	300円		300円			合併時に相模原市の制度を適用する。
市営住宅自動車保管場所使用承諾証明	1件	300円	300円	300円			合併時に相模原市の制度を適用する。
工事履行証明	1件	300円	300円				合併時に相模原市の制度を適用する。
（下水道）							
指定下水道工事店の登録	1件	10,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
指定下水道工事店の登録更新	1件	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定下水道工事店証の再交付	1件	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定下水道工事店標示板の再交付	1件	7,000円					合併時に相模原市の制度を適用する。
責任技術者の登録	1件	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
排水設備工事責任技術者証の再交付	1件	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
下水道使用料納付証明	1件	300円	300円	300円		300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
下水道事業受益者負・分担金納入証明	1件	300円	300円	300円		300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
責任技術者の登録更新	1件	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
（農業集落排水）							
指定業者の登録	1件					8,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定業者の更新	1件					3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
責任技術者の試験	1件					1,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
責任技術者の登録	1件					2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
責任技術者証の更新	1件					1,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
再交付（指定証）	1件					1,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
再交付（標示板）	1件					8,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
再交付（責任技術者証）	1件					1,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	数	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	調整の具体的方針
(上水道)							
給水装置工事施工の設計審査	1件			1,000円			
給水装置工事施工の設計審査(メ-ター口径13mmのとき)	1件					5,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事施工の設計審査(メ-ター口径13mmをこえ25mm以下のとき)	1件					5,300円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事施工の設計審査(メ-ター口径25mmをこえ75mm以下のとき)	1件					5,600円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事施工の設計審査(メ-ター口径75mmをこえるとき)	1件					5,900円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事施工の設計審査(メ-ターの設置をしないとき)	1件					5,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事施工の検査	1件			2,000円		500円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事業業者指定申請	1件			10,000円		10,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水装置工事業業者指定証再交付	1件			2,000円		無料	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
消火栓の消火演習立会い	1件			1,000円		400円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
給水申込登録	1件					250円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
各種証明	1件			200円		50円	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市において均衡が図れるよう調整を行う必要がある。
(消防・防災)注3)							
危険物製造所等設置許可申請手続等	1件	5,400円～	5,400円～	5,400円～	5,400円～	5,400円～	合併時に相模原市の制度に統合する。
指定数量未満の危険物等貯蔵タンクの水張検査等	1件	6,000円～	6,000円～	6,000円～	6,000円～	6,000円～	合併時に相模原市の制度に統合する。
防火管理者資格証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。

注3) 4町とも津久井郡広域行政組合で実施。

(別表1)

区分		相模原市			
一般健康相談・健康診査・臨床検査	区分	単位	金額		
一般健康相談・健康診査・臨床検査	感染症血清反応検査	(1) 梅毒脂質抗原使用検査(定性)	1件につき	140円	
		(2) (1)で集団(10人以上)の場合(血液採取を含む。)	1人1件につき	120円	
		(3) 梅毒脂質抗原使用検査(定量)	1件につき	330円	
		(4) (3)で集団(10人以上)の場合(血液採取を含む。)	1人1件につき	310円	
		(5) TPHA試験(定性)	1項目1件につき	300円	
		(6) TPHA試験(定量)	1項目1件につき	500円	
		(7) ウイルス抗体価測定	1項目1件につき	710円	
	血液化学検査	(1) 尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、 グルタミールトランスペプチダーゼ(GTP)、中性脂肪膠質反応(ZTT)、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)又は酸性フォスファターゼ	1項目1件につき	100円	
		(2) HDL コレステロール、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)又はグルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)	1項目1件につき	150円	
		(3) 申込者から1回に採取した血液を用いて(1)から(2)に掲げる検査を5項目以上行う場合は、(1)から(2)の区分に応じた金額にかかわらず、検査の項目数に応じて次の金額とする。 ア 5項目以上7項目以下の場合 1,000円 イ 8項目又は9項目の場合 1,090円 ウ 10項目以上の場合 1,170円			

区分	相模原市			
一般健康相談・健康診査・臨床検査	肝炎ウイルス関連検査	(1) HBs抗原	1項目1件につき	280円
		(2) HBs抗体価	1項目1件につき	300円
		(3) HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定	1項目1件につき	920円
		(4) HCV抗体価精密測定	1項目1件につき	1,170円
		(5) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	1項目1件につき	1,340円
		(6) 申込者から1回に採取した血液を用いて(3)から(5)までに掲げる検査を3項目以上行う場合は、(3)から(5)までの区分に応じた金額にかかわらず、検査の項目数に応じて次の金額とする。 ア 3項目の場合 2,850円 イ 4項目の場合 3,520円		
	免疫血液学的検査	(1) ABO血液型、Rh(D)血液型	1項目1件につき	200円
		(2) (1)で集団(10人以上)の場合(血液採取を含む。)	1人1件につき	180円
	血液形態・機能検査	(1) 血液比重	1件につき	80円
		(2) 赤血球沈降速度測定	1件につき	80円
		(3) 末梢血液一般検査	1件につき	220円
		(4) ヘモグロビンA1(HbA1)	1件につき	460円
		(5) ヘモグロビンA1c(HbA1c)	1件につき	500円
	尿検査	(1) 尿中一般物質定性半定量検査	1件につき	230円
		(2) 尿沈渣顕微鏡検査	1件につき	190円
	糞便検査	(1) 潜血反応検査	1件につき	70円
		(2) (1)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	50円
		(3) 虫卵検査(集卵法)	1件につき	130円
		(4) (3)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	90円
		(5) 塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状態の観察を含む。)	1件につき	190円

	(6) (5)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	130円
	(7) ヘモグロビン	1件につき	360円
排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(蛍光顕微鏡、暗視野装置等を使用しないものに限る。)		1件につき	150円
細菌培養同定検査	(1) 口腔、気道又は呼吸器からの検体	1件につき	1,170円
	(2) 消化管からの検体	1件につき	1,090円
抗酸菌分離培養検査(酸素感受性蛍光センサーによるものを除く。)		1件につき	1,090円
抗酸菌同定検査	(1) ナイアシンテスト	1件につき	750円
	(2) その他の同定検査	種目数にかかわらず1連につき	2,100円
血液採取	(1) 耳朶又は指尖からの採取	1回につき	50円
	(2) 静脈からの採取	1回につき	100円
ツベルクリン皮内反応検査		1件につき	220円
BCGの予防接種		1回につき	460円
エックス線診断	(1) 写真の撮影及び診断	直接撮影 1 件につき	1,260円
		デジタル映像化処理 一連につき	630円
	(2) フィルム	画像記録用フィルム 一枚につき	160円
		大角型 1 枚につき	120円
		半切型 1 枚につき	150円
歯科処置	(1) フッ化物局所応用(フッ素塗布、フッ素液磨き等)	1回につき	660円
	(2) フッ化ジアンミン銀塗布	1回につき	660円
心電図検査		1件につき	1,260円
身体検査		1件につき	440円
体力度測定		1件につき	1,000円
骨密度測定		1件につき	700円
診断書等の交付		1通につき	1,630円
証明書等の再交付		1通につき	730円

(別表2)

区分		相模原市			
食品等の試験	(1) 理化学試験	定性分析	簡易なもの	1項目につき	1,290円
			やや複雑なもの	1項目につき	3,130円
			複雑なもの	1項目につき	6,260円
		定量分析	簡易なもの	1項目につき	2,340円
			複雑なもの	1項目につき	7,810円
			特に複雑なもの	1項目につき	16,950円
	(2) 微生物学的試験及び血清学的試験		特殊なもの	1項目につき	43,050円
			簡易なもの	1項目につき	3,130円
			複雑なもの	1項目につき	6,510円
			特に複雑なもの	1項目につき	13,030円
		無菌試験(簡易なもの)	1項目につき	9,380円	

(別表3)

区分		相模原市				
水質試験	(1) 河川水、工場排水、生活排水等の試験	定量分析	簡易なもの	1項目につき	1,560円	
			やや複雑なもの	1項目につき	3,130円	
			複雑なもの	1項目につき	5,600円	
			特に複雑なもの	1項目につき	9,520円	
		微生物学的試験	1検体につき	4,820円		
	(2) 飲料水等の試験	項目試験	理化学試験(水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の10の項、33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる項目のすべてについて行うものに限る。)		1検体につき	6,690円
			細菌学的試験	簡易なもの	1検体につき	2,860円
				複雑なもの	1検体につき	5,740円
			項目試験	簡易なもの	1項目につき	1,420円
				やや複雑なもの	1項目につき	2,860円
複雑なもの	1項目につき	5,130円				
		特に複雑なもの	1項目につき	20,180円		
		特殊なもの	1項目につき	30,310円		

(別表4)

区分	相模原市					
特定計量器の定期検査	非自動はかり	(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	1,400円	
			ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個	1,800円	
			ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個	2,200円	
			ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	3,100円	
		(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	250円	
		(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個	500円	
			ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個	900円	
			ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの	1個	1,500円	
			ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの	1個	2,100円	
			ひょう量が2トンを超え、5トン以下のもの	1個	3,700円	
			ひょう量が5トンを超え、10トン以下のもの	1個	6,900円	
			ひょう量が10トンを超え、20トン以下のもの	1個	10,700円	
			ひょう量が20トンを超え、30トン以下のもの	1個	15,000円	
			ひょう量が30トンを超え、40トン以下のもの	1個	19,100円	
			ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	1個	21,600円	
			ひょう量が50トンを超えるもの	1個	29,800円	
			(4) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの			(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり			1個	10円
		皮革面積計			1個	2,500円

(別表5)

区分	相模原市			
		(基本料金)	(加算料金)	
生活系一般廃棄物の処理	し尿		(1)人員によるもの(世帯人員1人当たり月36リットル以下の場合に限る。)	
			便槽1箇所1回につき 100円	1人につき 月額120円
	浄化槽汚泥		(2)従量によるもの ((1)によりがたい場合)	
			浄化槽1基1回につき 600円	36リットルにつき 120円
	特定家庭用機器廃棄物 (特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)	市が収集し、及び運搬するとき。	1個につき 1,500円	
		市長の指定する施設へ搬入するとき。	1個につき 1,000円	
	粗大ごみ	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき25円を基準として品目別に規則で定める額	
		市長の指定する施設へ搬入するとき。	搬入1回につき 120円	搬入量が10キログラムを超えるときは、超える部分について 10キログラムにつき120円
	上記以外の廃棄物	一時に100キログラム以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	10キログラムにつき	250円
		一時に100キログラム以上のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき	120円

区分	津久井郡広域行政組合			
生活系一般廃棄物の処理	し尿	1 定額制	(1)世帯割 1世帯当たり月額 126円	
			(2)人頭割 1人当たり月額 325.5円	
			(3)追加回数 1回につき 840円	
		2 従量制	40リットル当たり 357円	
	特定家庭用機器廃棄物 (特定家庭用機器再商品 化法(平成10年法律第97 号)第19条に規定された 料金が支払済みのものに 限る。)	特定家庭用機器廃棄物を組合が収集、運搬及び保管 をするとき。	1台当たり 1,575円	
		特定家庭用機器廃棄物を組合長が指定する施設へ自 らが直接搬入するとき。	1台当たり 1,050円	
	粗大ごみ(特定家庭用機 器廃棄物を除く。)	一般家庭から排出される粗大ごみを組合が収集、運 搬及び処分をするとき。	オートバイ(50cc未 満) タイヤ(乗用車) その他のもの	1台当たり 1,575円 1本当たり 1,050円 1個、1束又は1組当たり 525円
		一般家庭から排出される粗大ごみを自らが直接搬入 するとき。	オートバイ(50cc未 満) タイヤ(乗用車)	1台当たり 1,050円 1本当たり 525円
	動物の死体	自ら処理することが困難なとき。	1個につき 525円	

(別表6)

区分		相模原市			
事業系一般廃棄物の処理	事業系一般廃棄物			(基本料金)	(加算料金)
		し尿		便槽1箇所1回につき 100円	36リットルにつき 180円
		浄化槽汚泥		浄化槽1基1回につき 600円	36リットルにつき 180円
		上記以外の廃棄物	市が収集し、運搬し、及び 処分するとき	10キログラムにつき 360円	
		市長の指定する一般廃棄物 処理施設へ搬入するとき	搬入1回につき 180円	搬入量が10キログラムを超え るときは、超える部分につい て 10キログラムにつき 180円	

区分		津久井郡広域行政組合		
事業系一般廃棄物の処理	事業活動に伴って生ずる 一般廃棄物	1 組合が1月につき50キログラム以上の収集、運搬 及び処分を行うとき。	1キログラムにつき	37.8円
		2 事業者が直接搬入するとき。	1キログラムにつき	21.0円
		3 1又は2によることが著しく実情に合わないときと組合長が認めるとき。		
		(1)組合が収集、運搬及び処分を行うとき。	1立方メートルにつき	4,200円
		(2)事業者が直接搬入するとき。	1立方メートルにつき	2,100円

(別表7)

区分		相模原市		
産業廃棄物の処分	市長の指定する一般廃棄物 処理施設へ搬入する とき。	(基本料金)		(加算料金)
		搬入1回につき 180円	搬入量が10キログラムを超え るときは、超える部分につ いて 10キログラムにつき 180円	

(別表8)

区分		相模原市			
開発行為の許可	開発行為の許可の申請に対する審査	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、その開発区域の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.1ヘクタール未満のとき。	1件	8,600円
			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	22,000円
			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	43,000円
			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	86,000円
			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	130,000円
			3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	170,000円
			6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	220,000円
			10ヘクタール以上のとき。	1件	300,000円
			主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、その開発区域の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.1ヘクタール未満のとき。	1件
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。		1件	30,000円
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。		1件	65,000円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。		1件	120,000円
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。		1件	200,000円
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。		1件	270,000円
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。		1件	340,000円
		10ヘクタール以上のとき。		1件	480,000円
		その他の場合であって、その開発区域の面積が右に掲げる区分ごとであるもの		0.1ヘクタール未満のとき。	1件
			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	130,000円
			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	190,000円
			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	260,000円
			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	390,000円
			3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	510,000円
			6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	660,000円
			10ヘクタール以上のとき。	1件	870,000円

区分	相模原市			
開発行為の許可	開発行為の変更許可の申請に対する審査	1件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が870,000円を超えるときは、870,000円 (1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、1の項の開発区域の面積の区分ごとに規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、1の項の開発区域の面積の区分ごとに規定する金額 (3) その他の変更については、10,000円	
	市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請に対する審査	1件	46,000円	
	予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1件	26,000円	
	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査であつて、その敷地の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.1ヘクタール未満の場合	1件	6,900円
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件	18,000円
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件	39,000円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件	69,000円
1ヘクタール以上の場合	1件	97,000円		

区分	相模原市			
開発行為の許可	開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件	1,700円
		(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件	2,700円
		(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合	1件	17,000円
	開発登録簿の写しの交付		1枚	470円

(別表9)

区分	相模原市		
建築許可、建築確認	建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	道路内における建築の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	1件	180,000円
	特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	高度利用地区における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円

区分	相模原市			
建築許可、建築確認	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件	27,000円
	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査		1件	160,000円
	地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件	27,000円
	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例に係る認定の申請に対する審査		1件	27,000円
	地区計画等の区域内における予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件	160,000円
	仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		1件	120,000円
	総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	1件	78,000円
		建築物の数が3以上である場合	1件	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	78,000円
		建築物の数が2以上である場合	1件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	1件	220,000円
		建築物の数が3以上である場合	1件	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額

区分	相模原市			
建築許可、建築確認	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	1件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	78,000円
		建築物の数が2以上である場合	1件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に伴う容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	1件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物(同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	1件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		1件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建築物の建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件	27,000円

区分	相模原市			
建築許可、建築確認 建築物を建築する場合の確認の申請に対する審査(確認の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)。建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1。確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)であつて、床面積(当該建築に係る部分の床面積をいう。以下この項から34の項までにおいて同じ。)の合計が右に掲げる区分ごとであるもの	30平方メートル以内のもの		1件	5,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件	9,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件	14,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件	19,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件	34,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件	48,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		1件	140,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		1件	240,000円
	50,000平方メートルを超えるもの		1件	460,000円
	30平方メートル以内のもの		1件	10,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件	12,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件	16,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件	22,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件	36,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件	50,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		1件	120,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		1件	190,000円	
50,000平方メートルを超えるもの		1件	380,000円	

区分	相模原市			
建築許可、建築確認	建築物を建築する場合、中間検査をしたときの法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する検査であって、床面積の合計が右に掲げる区分ごとであるもの	30平方メートル以内のもの	1件	9,000円
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	11,000円
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	15,000円
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	21,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	35,000円
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	47,000円
		2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	110,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	180,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件	370,000円
	建築物を建築する場合の中間検査の申請に対する検査であって、床面積の合計が右に掲げる区分ごとであるもの	30平方メートル以内のもの	1件	9,000円
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	11,000円
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	15,000円
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	20,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	33,000円
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	45,000円
		2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	100,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	160,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件	330,000円

区分	相模原市				
建築許可、建築確認	建築設備の設置及び工作物の築造に関する確認の申請に対する審査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備((4)に該当する場合を除く。)	1件	9,000円	
		(2) 小荷物専用昇降機((4)に該当する場合を除く。)	1件	4,000円	
		(3) 工作物((4)に該当する場合を除く。)	1件	8,000円	
		(4) 確認を受けた建築設備又は工作物の計画の変更をして建築設備の設置又は工作物の築造をする場合のもの	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件	5,000円
			小荷物専用昇降機	1件	3,000円
			工作物	1件	4,000円
		建築設備及び工作物に関する完了検査の申請に対する検査	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件	13,000円
	小荷物専用昇降機		1件	8,000円	
	工作物		1件	9,000円	
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査			1件	120,000円

(別表10)

区分		相模原市			
屋外広告物許可	はり紙		1月以内	100枚 (100枚未満であるとき、 又はその枚数に100枚未 満の端数があるときは、 その満たない数又はその 端数は、100枚として計 算する。)	500円
	はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの		1年以内	1枚	50円
	立看板	紙張又は布張のもの	1月以内	1基	100円
		木製又は金属製のもの	3月以内	1基	100円
	のぼり旗		1月以内	1本	100円
	広告塔、広告板及びアー ケードに設置するもの	照明装置のないもの	3年以内	1基	1,500円 (ただし、広告等に使用される面の表 面積が5平方メートルを超えるとき は、1,500円にその超える5平方メー トル又はその端数ごとに、1,500円を 加算した金額)
		照明装置のあるもの	3年以内	1基	2,400円 (ただし、広告等に使用される面の表 面積が5平方メートルを超えるとき は、2,400円にその超える5平方メー トル又はその端数ごとに、2,400円を 加算した金額)
	アーチ	照明装置のないもの	3年以内	1基	6,000円
		照明装置のあるもの		1基	9,000円
	アドバルーン	照明装置のないもの	1月以内	1個	1,000円
		照明装置のあるもの		1個	1,500円
	広告幕		1月以内	1張	200円
	電車、自動車等の外面を利用するもの		1年以内	1台	500円
	標識柱を利用するもの		1年以内	1枚	50円

協議第 28 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 11 月 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者
相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

1 一部事務組合の取扱い

(1) 津久井郡広域行政組合

藤野町が加入している津久井郡広域行政組合については、平成 18 年 3 月 19 日をもって解散するとされていることから、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

(2) 神奈川県市町村職員退職手当組合

藤野町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2 機関等の共同設置の取扱い

藤野町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、平成 18 年 3 月 19 日をもって廃止するとされていることから、廃止後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

3 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

藤野町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託

藤野町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

4 土地開発公社の取扱い

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

5 第 3 セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

一部事務組合等について

1 一部事務組合について

一部事務組合とは、都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合で、法人格を持つ特別地方公共団体である。

一部事務組合の設立は、関係地方公共団体の協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る必要がある。

また、一部事務組合の解散は、関係地方公共団体が議会の議決を経て協議を行い、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出する必要がある。

2 機関等の共同設置について

機関等の共同設置とは、複数の地方公共団体が共同して委員会・委員(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等)、附属機関等を置くことをいう。

機関等の共同設置は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行う。

また、機関等を廃止するときは、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行う。

3 事務の委託について

事務の委託とは、一の地方公共団体が他の地方公共団体に具体的な事務の一部を委託することをいう。

事務の委託は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行う。

また、委託を廃止するときは、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行う。

4 土地開発公社について

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人である。

土地開発公社の設置は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受け、設立登記する必要がある。

土地開発公社の統廃合は、公有地の拡大の推進に関する法律に特別な定めがないため、解散の規定を用いて手続きを行うこととなる。

土地開発公社の解散は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受ける必要がある。

5 第3セクターについて

第3セクターとは、国や地方公共団体が、本来、国や地方公共団体が行うべき事業又は

その周辺の事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行うため、民間と共同で出資して設立する非営利の民間法人であり、公益法人、株式会社等の形態をとる。公共サービスに準ずるサービスの提供や地域開発などを行う。

地方公共団体等は、出資・出捐、職員派遣、事業委託、補助金の交付等で第3セクターの設置・運営に関与しているが、別の法人格を持つものであり、その整理統合に関しては、最終的には、当該第3セクターが決定することとなる。

一部事務組合等の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
1 一部事務組合	-	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合
	-	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合
2 機関等の共同設置	-	-	-	相模湖町・藤野町介護認定審査会	相模湖町・藤野町介護認定審査会
3 事務の委託	-	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託
	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託
4 土地開発公社	相模原市土地開発公社	城山町土地開発公社	-	相模湖町土地開発公社	-
5 第3セクター	-	-	財団法人 津久井町開発公社	-	-
	財団法人 相模原市民文化財団	-	-	-	-
	財団法人 相模原市都市整備公社	-	-	-	-
	財団法人 相模原市産業振興財団	-	-	-	-
	株式会社 さがみはら産業創造センター	-	-	-	-
	財団法人 相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	-	-	-	-
	社団法人 相模原市畜産振興協会	-	-	-	-
	財団法人 相模原市みどりの協会	-	-	-	-
	財団法人 相模原市みちの協会	-	-	-	-
	-	-	-	財団法人 相模湖周辺環境整備公社	-

協議第 29 号

清掃事業の取扱いについて

清掃事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 11 月 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者
相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。

- 1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。
- 3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。
- 4 清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図る。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	剪定枝資源化事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1
2	廃棄物減量等推進審議会等 経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2
3	ごみ収集車両購入事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3
4	し尿収集車両購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5	一般廃棄物処理計画	合併後、現行の一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う。	5
6	一般廃棄物処理業許可等申請手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	6
7	産業廃棄物処理業許可等申請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7
8	自動車リサイクル法登録申請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8
9	自動車リサイクル法許可申請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	9
10	一般廃棄物処理業の許可及び指導監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	10
11	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	11
12	一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	12
13	産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	13
14	産業廃棄物排出事業者の指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	14
15	建設リサイクル法に関する事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	15
16	自動車リサイクル法に関する事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	16
17	PCB 特措法に関する事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	17
18	集団資源回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	18
19	資源分別回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	19
20	ペットボトル・白色トレイ回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	20

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2 1	リサイクル週間事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1
2 2	美化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。	2 2
2 3	美化運動推進事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。	2 3
2 4	循環型社会普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4
2 5	生ごみ処理容器助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5
2 6	大型生ごみ処理機導入モデル事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6
2 7	リサイクルスクエア運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7
2 8	不法投棄対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、地域特性を踏まえた不法投棄対策を調整する。	2 8
2 9	事業系ごみ減量化等促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9
3 0	一般ごみ夜間収集事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0
3 1	一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1
3 2	事業系ごみ取扱い事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2
3 3	南清掃工場建替整備推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3
3 4	公衆トイレ維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
3 5	一般廃棄物最終処分場整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5
3 6	し尿処理施設の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6
3 7	し尿処理施設に係る大気、水質等の測定及び分析	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7
3 8	清掃工場使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8
3 9	ごみ処理手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 9
4 0	粗大ごみ処理手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
4 1	清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 1
4 2	一般廃棄物最終処分場の管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 2
4 3	粗大ごみ受入施設の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後速やかに、津久井地域における受入施設の整備を図る必要がある。	4 3
4 4	粗大ごみ戸別収集事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。	4 4
4 5	発電所に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 5
4 6	動物死体処理委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 6
4 7	廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業	合併後 3 年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。	4 7
4 8	収集車の運行及び維持管理事業	合併後 3 年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。	4 8
4 9	廃棄物の不法投棄事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
50	収集事務所施設維持管理事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	50
51	し尿処理手数料	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。	51
52	浄化槽汚泥処理手数料	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。	52
53	ごみ箱設置費補助事業	合併後3年を目途に、廃止の方向で調整する。	53
54	廃棄物の収集及び運搬事業 (し尿収集)	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	54
55	収集車の運行及び維持管理 事業(し尿収集)	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	55
56	収集事務所施設維持管理 事務(し尿収集)	現行のまま新市に引き継ぐ。	56
57	し尿収集体制整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後速やかに、収集運搬体制の見直しを行う。	58
58	浄化槽清掃補助事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。	60

清掃事業の取扱い方針の考え方について

1 基本的考え方について

ごみやし尿の収集運搬処分は、環境保全・公衆衛生の点から必要不可欠なものであり、住民の日々の生活に密着した清掃事業の取扱いを変更する場合には、十分な周知期間が必要となってくる。

このため、現在、津久井郡広域行政組合が実施している藤野町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとする。

なお、合併後速やかに、現行の一般廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、新市における施設の配置計画を策定し、より効率的な収集・処理体制の構築を図るものとする。

2 一般廃棄物処理計画について

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされている。

このため、合併後速やかに、新市全域を対象とした一般廃棄物の処理に関する事項について、現行の一般廃棄物処理計画を見直すものとする。

〔 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項 〕

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

津久井郡広域行政組合解散後の清掃業務について

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、津久井郡広域行政組合は平成18年3月19日をもって解散することとなっており、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町とで組合の解散に係る協定が結ばれている。協定の中では現在城山町及び藤野町の区域で組合が行っている清掃業務については、組合解散後、一部の業務を除き相模原市が業務を受託することとしており、具体的な調整が行われている。

清掃事業の現況比較と調整の具体的方針

1 生活系ごみ

区 分		相 模 原 市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
可 燃 ご み	呼称	一般ごみ	可燃ごみ	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等	
	収集頻度	3回/週	2回/週	
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋	
	収集・運搬形態	直営 (夜間収集地区は委託)	組合直営	
不 燃 ご み	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ	
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)	
	収集頻度		1回/週	
	排出容器		透明または半透明袋	
	収集・運搬形態		組合直営	
資 源	呼称	資源	資源ごみ	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類	
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)	
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出	
	収集・運搬形態	三者協制度 (蛍光管・水銀体温計は委託)	組合直営	
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)	
	収集頻度	拠点回収		
収集・運搬形態	直営			

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針	
粗大ごみ	呼称	粗大ごみ	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。	
	収集品目	品目指定あり		
	収集方法	戸別収集		
	収集頻度	随時（月～金曜日）		
	収集・運搬形態	委託		
	処理手数料	処理手数料4段階 （200円、500円、 1,000円、1,500円）	処理手数料3段階 （525円、1,050円、 1,575円）	合併時に相模原市の制度に統合する。
その他	呼称	乾電池	有害ごみ	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度に統合する。
	収集品目	乾電池	乾電池	
	収集頻度	1回/週（一般ごみと同時収集）	1回/週（不燃ごみと同時収集）	
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋	
	収集・運搬形態	直営	組合直営	

相模原市においては、生活系の一般ごみを一時に100kg以上清掃工場に持ち込んだ場合、処理手数料（120円/10kg）を徴収する。（津久井郡広域行政組合においては、無料）

2 事業系ごみ

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
直営収集の現状	直営収集は行っていない	50kg未満/1月 …無料収集 50kg以上/1月 …有料収集 （378円/10kg）	合併時に相模原市の制度に統合する。
処理手数料	180円/10kg	210円/10kg	合併時に相模原市の制度に統合する。

3 し尿

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
収集・運搬形態	直営	委託	合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行う。
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・便槽 1 箇所・1 回につき 100 円 加算料金・・・ 人頭制 120 円/月・人 従量制 120 円/36 戸	定額制・・・ 世帯割 126 円/月・世帯 人頭割 325.5 円/月・人 従量制・・・ 357 円/40 戸	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。

4 浄化槽汚泥

区分	相模原市	藤野町	調整の具体的方針
収集・運搬形態	直営	許可	合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行う。
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・浄化槽 1 基・1 回につき 600 円 加算料金・・・ 従量制 120 円/36 戸	条例・規則上の規定なし。 (藤野町では、浄化槽清掃の補助制度あり)	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。

5 ごみ焼却施設

区分	相模原市		津久井郡広域行政組合
施設名称	南清掃工場	北清掃工場	ごみ焼却発電施設
竣工	昭和 55 年 12 月	平成 3 年 12 月	平成 10 年 2 月
処理能力	600t / 24h (200t / 24h × 3 炉)	450t / 24h (150t / 24h × 3 炉)	54.9t / 24h
炉形式	連続燃焼式ストーカ炉		全連続式ストーカ炉

平成 3 年度から、津久井郡広域行政組合ごみ焼却施設の休炉点検時におけるごみ処理を相模原市の清掃工場を受入れしている。

6 し尿処理施設

区 分	相 模 原 市	津久井郡広域行政組合
竣 工	昭和52年11月	昭和62年10月
処理能力	140kl / 日	90kl / 日
処理方法	前処理 + 曝気処理 + 高分子凝集剤による固液分離処理（下水道放流）	一次・二次 / 二段活性汚泥処理方式 高度処理 / 加圧浮上処理、オゾン脱色処理、濾過処理（河川放流）

7 最終処分場

区 分	相 模 原 市	津久井郡広域行政組合
使用開始	昭和54年4月	県外搬出 ・ 長野県 ・ 群馬県 ・ 茨城県
面 積	98,379.9 m ²	
全体容量	1,235,300 m ³	
16年度実績	33,543 t	4,208 t （焼却残渣 3,312 t、不燃残渣 896 t）

協議第30号

消防業務及び消防団の取扱いについて

消防業務及び消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者
相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

1 消防業務の取扱い

消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。

ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。

2 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、藤野町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	消防賞慰金	合併時に相模原市の制度に統合する。	61
2	消防団長等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	62
3	消防団活動費(出勤旅費)	合併時に相模原市の制度に統合する。	63
4	消防団運営交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	64
5	消防団共済組合補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	65
6	消防団詰所・車庫整備	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に藤野町を含めた新市の詰所建て替え計画を策定する。	66

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
7	消防職員の採用	合併時に相模原市の制度に統合する。	67
8	消防表彰	合併時に相模原市の制度に統合する。	68
9	公務災害補償等（市民、消防団員）	合併時に相模原市の制度に統合する。	69
10	消防団員の任免	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、新市において「町内に勤務する者」の取扱いを検討する。	70
11	消防署所の整備	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、津久井地域を含めた新たな消防署所の整備計画を策定する。	71
12	消防団退職報償金	合併時に相模原市の制度に統合する。	72
13	消防団貸与被服	合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、新市において服制の見直しを検討する。	73
14	常備消防組織	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併時には津久井地域の署所は現状維持とするが、新市において、津久井地域を含めた消防組織を検討する。	74
15	非常備消防（消防団）組織	原則として、相模原市の制度に統合する。 なお、藤野町の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討する。	75
16	火災予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	76
17	相模原市防災協会	合併時に相模原市の制度を適用する。	77
18	火災予防等の規制に関する条例等	合併時に相模原市の制度に統合する。	79

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
19	建築確認及び許認可に係る同意	合併時に相模原市の制度に統合する。	80
20	開発行為等の指導	相模原市の開発指導要綱に合わせ段階的に適用する。	81
21	火災予防協力組織及び団体の育成指導	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、津久井地域の団体については、統合に向け調整する。	82
22	危険物の取締指導及び規制	合併時に相模原市の制度に統合する。	84
23	液化石油ガス等	合併時に相模原市の制度に統合する。	85
24	防火管理者資格取得講習	合併時に相模原市の制度に統合する。	86
25	常備消防資機材等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、消防隊等の出動体制と併せ、資機材の整備を検討する。	87
26	消防車両維持管理・購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、消防署所の整備や消防隊等の出動体制と併せ、保有する消防車両について検討する。	88
27	消防団車両維持管理・購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町を含めた新市の消防団組織、活動基準と併せ保有する消防団車両を検討する。	89
28	消防水利維持管理整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市の消防力整備計画の策定と併せ、消防水利の整備計画等を検討する。	90
29	水防活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	91
30	消防力整備計画	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、早期に新市の消防力整備計画を策定する。	92

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
3 1	消防相互応援協定等	合併時に新市の相互応援協定を締結する。	9 3
3 2	国際消防救助隊	新市として引き続き国際消防救助隊に登録する。	9 4
3 3	火災警報等	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
3 4	消防団活動基準	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、津久井地域の消防力を勘案し、活動基準を策定する。	9 6
3 5	常備消防出場体制	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、消防隊等災害出場部隊数及び消防車等の配置人員等については、新市の消防力整備計画の策定を踏まえながら、消防署所の整備等と併せ検討する。	9 7
3 6	消防出初式等	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、これまで各地域で実施してきた消防団活動については、地域性を尊重する。	9 9
3 7	消防支援隊の活動	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、地域防災活動の支援のあり方については、地域の実情を踏まえ、消防団組織と併せ検討する。	1 0 0
3 8	救急活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新市の各種活動要領を作成し、活動の円滑化を図る。	1 0 1
3 9	応急手当普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
4 0	救急高度化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新市の救急救命士養成計画を策定するとともに、高度化推進事業と併せ津久井地域の全救急隊に救急救命士を配置させることを検討する。	1 0 3
4 1	通信施設維持管理事業	合併後に相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ統一したシステムを整備する。	1 0 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
4 2	災害通報の受信及び指令	相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ、統一したシステムを整備する。 なお、119番通報の受信については、それまでの間、現行のとおりとする。 また、常備、非常備を含めた災害情報の受伝達のシステムを検討する。	105
4 3	り災証明及び搬送証明	合併時に相模原市の制度に統合する。	106
4 4	各種催事に係る警備	現行のまま新市に引き継ぐ。	107
4 5	防火相談等	合併時に相模原市の制度に統合する。	108
4 6	火災予防等の指導及び規制	合併時に相模原市の制度に統合する。	109
4 7	屋外の火災予防の調査及び指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	110
4 8	事業所の消防訓練指導等	合併時に相模原市の制度に統合する。	111
4 9	火災予防等に関する届出、検査等	合併時に相模原市の制度に統合する。	112

消防業務及び消防団の取扱いに関する調整方針の考え方について

1 消防業務の取扱いについて

- (1) 現行の津久井郡広域行政組合消防本部(以下「津久井郡消防」という。)が実施している藤野町に係る消防業務(=常備消防)は、相模原市消防本部(以下「相模原市消防」という。)の制度に統合する。
- (2) 津久井郡消防の本部機能は、相模原市消防の本部機能に統合するが、各種申請等の受付窓口については、調整を図る。
- (3) 津久井郡消防の本署、分署、出張所及び派出所に配置されている部隊は、現行どおりとする。なお、署所の呼称については、検討する。
- (4) 119番通報の受信については、現行どおりとし、早期に新指令システムを整備し一元化を図る。
- (5) 津久井郡消防の消防力は、分散配置されており、現在、津久井郡消防において再編計画が検討されている。より効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう署所の配置等について検討を行い、新たな消防力整備計画を早期に策定する。

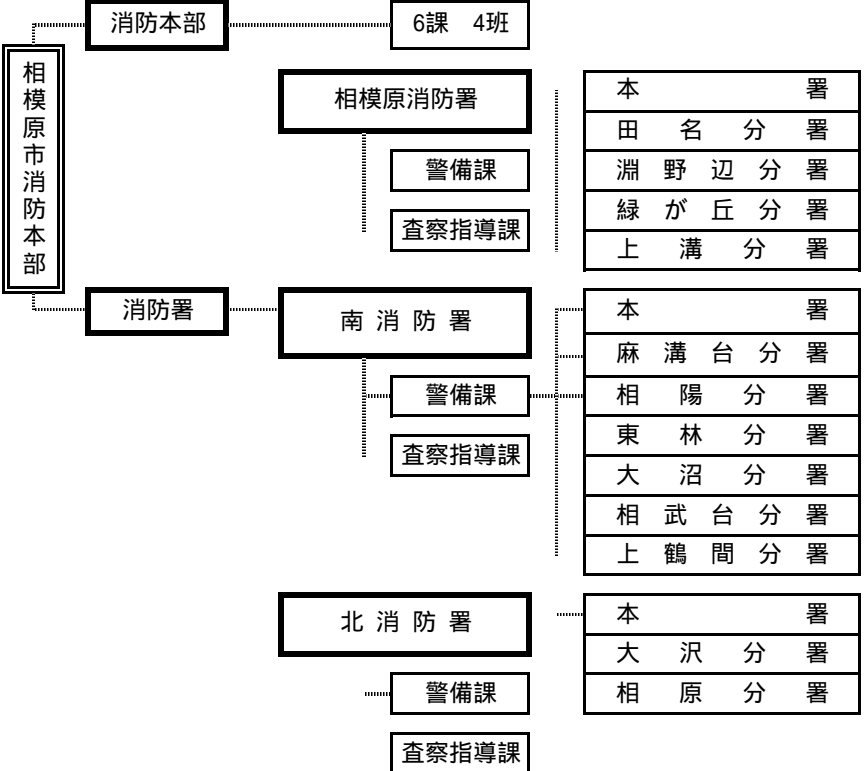
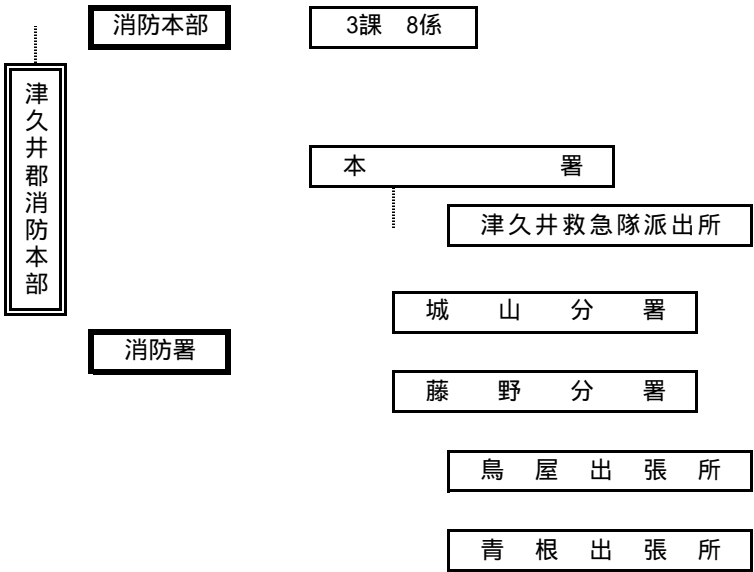
2 消防団の取扱いについて

- (1) 藤野町の消防団は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- (2) 藤野町の消防団の費用弁償及び報酬等は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- (3) 藤野町の消防団詰所・車庫及び消防団車両については、合併時には現行どおりとし、新市の消防団組織、活動基準と併せ検討する。

津久井郡広域行政組合解散後の消防業務について

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、津久井郡広域行政組合は平成18年3月19日をもって解散することとなっており、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町とで組合の解散に係る協定が結ばれている。協定の中では現在城山町及び藤野町の区域で組合が行っている消防業務については、組合解散後、相模原市が業務を受託することとしており、具体的な調整が行われている。

常 備 消 防 組 織 の 現 況 比 較

区分	相模原市消防本部	津久井郡広域行政組合消防本部
職員数	条例定数 605 人 実員 598 人(派遣・交流人員を含む)	条例定数 111 人 実員 109 人(派遣・交流人員を含む)
事務機構	本 部 6課 4班 91 人 消防署 6課 3係 3部 507 人 消防長 相模原 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 副消防長 査察指導課 消防総務課 (総務企画班、施設班) 防災課 南 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 予防課 (予防指導班、危険物保安班) 査察指導課 警防課 北 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 救急対策課 査察指導課 指令課	本 部 3課 8係 21 人 消防署 2課 5係 88 人 消防長 消防1.2係 総務課 (総務係、管理係) 救助係 警防課 (警防係、救急救助係、指令1・2係) 救急1.2係 予防課 (予防係、指導係)
消防組織体制		

常 備 消 防 現 況 比 較

区 分		相模原市消防本部	津久井郡消防本部	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
管内面積 (km ²)		90.4	238.44	19.90	122.04	31.59	64.91
管内人口 (人)		623,642	73,270	23,305	28,943	10,251	10,771
消防関連予算 (17年度当初予算) (千円)	常備消防費	6,050,854	1,114,079	/	/	/	/
	非常備消防費	141,432	141,406				
	消防施設費	281,318	38,325				
	防災費	242,688	30 (水防費のみ)				
合計		6,716,292	1,293,840				
勤務体制		3部制	2部制				
消防署所		1本部 3署 12分署	1本部 1署 2分署 2出張所 1派出所	・城山分署	・鳥屋出張所 ・青根出張所 ・津久井派出所	・本 署	・藤野分署
災害発生件数 (平成16年中) 中央道、その他区 域を除く	火 災	234	56	17	21	10	8
	救 急	24,820	2,917	876	1,168	460	413
	救 助	507	47	7	23	9	8
	そ の 他 災 害	1,311	231	46	96	49	40
消防車両等 (台) ()予備車	消防ポンプ自動車等	21(5)	6	2	2	1	1
	化 学 車	2	1			1	
	は し ご 車	4	1			1	
	救助工作車	3	1			1	
	救急自動車	14 (3)	5(1)	2(1)	1	1	1
その他の特殊車	5	0					
消防水利数	消 火 栓	6,657	1,308	368	481	237	222
	防 火 水 槽	1,419	826	207	321	112	186
	プ ー ル 等	105	43	10	8	12	13
査察対象物数 (消防用設備設置義務)	査 察 対 象 物	17,489	1728	565	604	319	240
	危 険 物 対 象 物	1,043	266	61	118	40	47
災害受信	指令システム	型	型	/	/	/	/
	119番通報受信件数	42,732	7,166				
	消 防 無 線	市波 A 市波 B 県波 全国波 救急波	市波 県波 全国波				
救急救命士数 (人)		68	14				
平均現場到着時間 (分,秒)		火災(4分50秒) 救急(5分14秒)	火災(10分00秒) 救急(8分08秒)				

消 防 団 組 織 等 の 現 況 比 較

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町
名 称 編 成 団員数(定数)	相模原市消防団 1団 9分団 56部 693人 (762人)	城山町消防団 1団 4分団 12部 156人 (163人)	津久井町消防団 1団 8分団 28部 372人 (405人)	相模湖町消防団 1団 4分団 146人 (147人)	藤野町消防団 1団 7分団 247人 (247人)
階級別団員数	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 9 人 副 分 団 長 18 人 部 長 56 人 副 部 長 56 人 班 長・団員 551 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 4 人 副 分 団 長 4 人 部 長 8 人 班 長 36 人 団 員 101 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 8 人 副 分 団 長 16 人 部 長 28 人 班 長 79 人 団 員 238 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 4 人 副 分 団 長 4 人 部 長 16 人 班 長 32 人 団 員 87 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 7 人 副 分 団 長 14 人 部 長 16 人 副 部 長 22 人 班 長 63 人 団 員 122 人
消 防 団 組 織					
任 用	<p>市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中からは行わなければならない。</p> <p>本市に居住する年齢満18年以上45年未満の者であること。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>団長の場合は志操堅固、身体強健であつて、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中からは行わなければならない。</p> <p>本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健の者</p> <p>団長の場合は消防団より推薦された者であること。</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中からは行わなければならない。</p> <p>本町に居住し又は勤務する者年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中からは行わなければならない。</p> <p>本町に居住し又は勤務する者年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中からは行わなければならない。</p> <p>本町に居住し又は勤務する者年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>
詰所・車庫数	56箇所	13箇所(倉庫1箇所含む)	29箇所(倉庫1箇所含む)	4箇所	16箇所(車庫1箇所含む)
消防ポンプ車数	10台	0台	8台	4台	3台
小型動力ポンプ付積載車	46台	12台	21台	3台	13台
団 無 線	周波数	なし	153.35MHz	153.35MHz	153.35MHz
	出力	なし	5W	1W・5W・10W	5W
	台 数	なし	22台	70台	15台

消 防 団 の 報 酬 等 現 況 比 較

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町																																																								
階級別年額報酬	団 長 115,000 円 副 団 長 89,400 円 分 団 長 73,200 円 副 分 団 長 56,100 円 部 長 46,800 円 副 部 長 38,000 円 班長・団員 35,000 円	団 長 141,000 円 副 団 長 98,000 円 分 団 長 84,000 円 副 分 団 長 58,000 円 部 長 53,000 円 班 長 29,000 円 団 員 27,000 円	団 長 149,000 円 副 団 長 105,500 円 分 団 長 99,400 円 副 分 団 長 51,200 円 部 長 47,000 円 班 長 28,700 円 団 員 26,600 円	団 長 136,000 円 副 団 長 92,000 円 分 団 長 76,000 円 副 分 団 長 52,000 円 部 長 33,000 円 班 長 26,000 円 団 員 24,000 円	団 長 135,600 円 副 団 長 89,700 円 分 団 長 74,400 円 副 分 団 長 47,900 円 部 長 35,700 円 副 部 長 28,500 円 班 長 24,400 円 団 員 22,400 円																																																								
費用弁償	災害出動 3,000 円 (1回) 警戒出動 2,500 円 (日額) 訓練出動 2,500 円 (日額) 整備出動 2,500 円 (日額)	2,700 円 (1回) 2,400 円 (1回) 2,400 円 (1回) 2,400 円 (1回)	2,200 円 (1回) 1,100 円 (1回) 1,100 円 (1回) 1,100 円 (1回)	1,900 円 (1回) 1,400 円 (1回) 1,100 円 (1回) 1,100 円 (1回)	2,200 円 (1回) 一回三時間未満の活動 800円 一回三時間以上の活動 1,600円																																																								
消防団運営交付金	3,779千円 (1人当り4,959円)	1,329千円 (1人当り8,153円)	4,559千円 (1人当り11,454円)	562千円 (1人当り3,823円)	1,006千円 (1人当り4,073円)																																																								
操法大会参加時交付金	370千円	854千円	950千円	400千円	450千円																																																								
退職報償金	消防団員として5年以上勤務して退職した場合、その勤務年数と階級に応じ退職報償金が支給される。																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階 級 \ 年 数</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">5年以上 10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上 15年未満</th> <th style="text-align: center;">15年以上 20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上 25年未満</th> <th style="text-align: center;">25年以上 30年未満</th> <th style="text-align: center;">30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団 長</td> <td style="text-align: center;">189,000 円</td> <td style="text-align: center;">294,000 円</td> <td style="text-align: center;">409,000 円</td> <td style="text-align: center;">544,000 円</td> <td style="text-align: center;">729,000 円</td> <td style="text-align: center;">929,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 団 長</td> <td style="text-align: center;">179,000 円</td> <td style="text-align: center;">279,000 円</td> <td style="text-align: center;">379,000 円</td> <td style="text-align: center;">484,000 円</td> <td style="text-align: center;">659,000 円</td> <td style="text-align: center;">859,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分 団 長</td> <td style="text-align: center;">169,000 円</td> <td style="text-align: center;">266,000 円</td> <td style="text-align: center;">361,000 円</td> <td style="text-align: center;">461,000 円</td> <td style="text-align: center;">609,000 円</td> <td style="text-align: center;">799,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 分 団 長</td> <td style="text-align: center;">164,000 円</td> <td style="text-align: center;">251,000 円</td> <td style="text-align: center;">336,000 円</td> <td style="text-align: center;">426,000 円</td> <td style="text-align: center;">574,000 円</td> <td style="text-align: center;">759,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長及び班長</td> <td style="text-align: center;">154,000 円</td> <td style="text-align: center;">231,000 円</td> <td style="text-align: center;">306,000 円</td> <td style="text-align: center;">386,000 円</td> <td style="text-align: center;">514,000 円</td> <td style="text-align: center;">684,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団 員</td> <td style="text-align: center;">144,000 円</td> <td style="text-align: center;">214,000 円</td> <td style="text-align: center;">284,000 円</td> <td style="text-align: center;">359,000 円</td> <td style="text-align: center;">469,000 円</td> <td style="text-align: center;">639,000 円</td> </tr> </tbody> </table>						階 級 \ 年 数	勤 務 年 数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団 長	189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円	929,000 円	副 団 長	179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円	859,000 円	分 団 長	169,000 円	266,000 円	361,000 円	461,000 円	609,000 円	799,000 円	副 分 団 長	164,000 円	251,000 円	336,000 円	426,000 円	574,000 円	759,000 円	部長及び班長	154,000 円	231,000 円	306,000 円	386,000 円	514,000 円	684,000 円	団 員	144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円
階 級 \ 年 数	勤 務 年 数																																																												
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																							
団 長	189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円	929,000 円																																																							
副 団 長	179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円	859,000 円																																																							
分 団 長	169,000 円	266,000 円	361,000 円	461,000 円	609,000 円	799,000 円																																																							
副 分 団 長	164,000 円	251,000 円	336,000 円	426,000 円	574,000 円	759,000 円																																																							
部長及び班長	154,000 円	231,000 円	306,000 円	386,000 円	514,000 円	684,000 円																																																							
団 員	144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円																																																							
消防賞じゅつ金	殉職者賞慰金 3,000万円 障害者賞慰金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円	殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 障害者賞じゅつ金 第1級 490万円 ~ 2,060万円 第2級 460万円 ~ 1,550万円 第3級 410万円 ~ 1,360万円 第4級 360万円 ~ 1,210万円 第5級 310万円 ~ 1,030万円 第6級 280万円 ~ 900万円 第7級 230万円 ~ 760万円 第8級 190万円 ~ 640万円			殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 障害者賞じゅつ金 第1級 490万円 ~ 2,060万円 第2級 460万円 ~ 1,550万円 第3級 410万円 ~ 1,360万円 第4級 360万円 ~ 1,210万円 第5級 310万円 ~ 1,030万円 第6級 280万円 ~ 900万円 第7級 190万円 ~ 630万円 第8級 160万円 ~ 530万円																																																								

協議第 3 1 号

防災事業の取扱いについて

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 1 1 月 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者
相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後 3 年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	防災会議の運営	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 3
2	防災対策普及啓発推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 4
3	地域防災計画の推進	合併後、速やかに着手し、3 年を目途に策定する。 ただし、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、1 市 1 町の既存の地域防災計画を適用することとするが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合する。	1 1 5
4	災害に係る関係機関等との連絡調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 6
5	災害時における応援協定等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 7
6	がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、土石流危険対策については、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、藤野町で定める地域防災計画を適用する。	1 1 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
7	総合防災訓練実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	119
8	自主防災組織育成支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを図る。	120
9	防災情報用施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、防災行政用無線については、新市において5年を目途に統合する。	121
10	防災用車両維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	123
11	飲料水兼用貯水槽設置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	124
12	防災資機材整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	125
13	防災備蓄倉庫整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	126
14	非常用発電設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	127
15	避難場所に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	128

防災事業の取扱いの考え方について

防災事業とは一般的に、震災対策、風水害対策及び火山災害対策等の自然災害対策に加え、海上災害対策、航空災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策及び林野火災対策など、事故災害対策のための事業のことである。

本地域は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定はされていないが、近年、テロ災害等の特殊災害など、多種多様な災害に対応するため広範囲にわたる防災対策を進めている。

1 防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、市町村防災会議は市町村長を会長に、市町村職員、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等の職員により構成し、地域防災計画の作成、推進や災害が発生した場合における情報収集等を実施する。

現状においては、相模原市及び藤野町を所管する防災関係機関が一部異なるため、合併時に委員の見直しを行い、相模原市の制度に統合する。

2 地域防災計画

防災対策の根幹となるのが地域防災計画であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、市町村防災会議が当該地域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、地域社会の安全及び市町村民福祉の確保を図ることを目的に作成するものである。

計画の作成にあたっては、当該地域に発生が予測される地震、風水害などの災害に対し、過去の災害の状況や急傾斜地、軟弱地盤等災害の起因となるもの、土地利用の変遷などを調査、分析・検討を行い、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査を新市全域で実施し、その調査結果を基に地域防災計画を策定する。

そのため、合併後、速やかに防災アセスメント調査に着手し、3年を目途に策定する。ただし、職員の非常配備体制及び災害対策本部の指揮命令系統は、合併時に相模原市の制度に統合する。

3 防災行政用無線

防災行政用無線は同報系及び移動系（地域系）に区分される。

同報無線は、住民への連絡用として子局（屋外型放送設備及び戸別受信機）により気象警報や避難勧告、災害関連情報を伝達する。

移動無線は、基地局、移動局（可搬型、車載型等）により災害発生時に迅速な情報収集や災害対策本部指令等を伝達する。

現在、相模原市及び藤野町はそれぞれ独自の機器を導入し運用しているが、同報無線に

については、合併後、電波法に基づき1市1波の周波数となることから、新市において5年を目途に統合する。

また、移動無線についても新市において統合しなければならないことから、防災関係機関や病院、学校、ライフライン等の生活関連機関との相互連絡のため活用される地域防災無線を5年を目途に整備する。

4 自主防災組織

自主防災組織は、地震や火災等から生命や財産を守るため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域の人々が助け合い、地域社会のなかで防災という共通の意識をもって結成されていることから、現状の組織体制のまま新市に引き継ぎ、新市において育成強化を推進する。

ただし、活動助成金については現行の制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを図る。

防 災 事 業 の 現 況 比 較

1. 防災会議

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
委員数	48名 会長(市長)、市職員22名 防災関係機関25名	15名 会長(町長)、町職員2名 防災関係機関12名	20名 会長(町長)、町職員8名 防災関係機関11名	16名 会長(町長)、町職員3名 防災関係機関12名	15名 会長(町長)、町職員2名 防災関係機関12名
開催回数	2回/年 定例会1回、大規模災害発生時1回	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
報酬	12,600円/回	7,500円/回	7,700円/回	4,100円/回	8,100円/回
旅費	市外から市内直近の駅まで	なし	なし	なし	なし

2. 地域防災計画

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
概要	平成14年度に全面修正。修正にあたっては、平成12年度に実施した防災アセスメントの結果や国・県の防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による修正前の地域防災計画の検証結果等を踏まえたものとし、計画本体、概要版及び職員初動マニュアルを作成	平成9年度に全面修正	平成8年度に全面修正	平成8年度に全面修正	平成10年度に全面修正 平成11年度職員初動ハンドブック作成
防災アセスメント調査	平成12年度実施	未実施	平成7年度実施	未実施	平成9年度実施
地区別防災カルテ	平成13年度作成	未作成	未作成	未作成	未作成
総合防災訓練	・予知対応型 事前避難対策訓練 2箇所 職員参集訓練 ・発災対応型 中央会場 1箇所 地域会場 2箇所	・予知対応型 職員参集訓練 ・発災対応型 町訓練会場 1箇所 自主防災組織訓練会場 12箇所	・発災対応型 職員訓練 地域訓練 消防団訓練	・予知対応型 職員参集訓練 職員主体訓練 自主防災組織避難訓練	・予知対応型 情報伝達訓練、非常招集訓練 広報訓練、避難訓練 ・発災対応型 自主防災訓練、 情報収集伝達訓練
避難場所	一時避難場所 491箇所 広域避難場所 21箇所 避難所(小中学校) 82箇所	一時避難場所 51箇所 広域避難場所 (小中学校、保健センター)9箇所 避難所(町内) 15箇所	指定避難所(小中高校体育館、保育所、地域センター) 13箇所	指定避難所(小中学校) 5箇所	一時避難場所 22箇所 指定避難所(小中学校等) 15箇所
防災備蓄倉庫	一般倉庫 8箇所(10箇所計画) 広域避難場所対応倉庫 21箇所 避難所倉庫82箇所	広域避難場所対応倉庫 7箇所 自治会設置倉庫 14箇所	防災備蓄倉庫 13箇所(小中学校なし)	防災備蓄倉庫 6箇所(小中学校なし)	避難所対応倉庫 13箇所 役場施設内防災倉庫 4箇所
飲料水兼用貯水槽	小中学校17基(21基計画) *地下式100t水槽	なし	なし	中学校、林間総合公園内各1基 *地上式40t水槽	なし
非常用発電設備	小中学校 55基(82基計画)	なし	なし	なし	なし

3. 防災行政用無線

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
防災行政用 同報無線	親局 1 遠隔制御装置 1 子局 297 戸別受信機 96	親局 1 子局 47	親局 1 中継局 1 子局 65	親局 1 子局 28 戸別受信機 73	親局 1 中継所 1 遠隔制御装置 1 子局 3 戸別受信機 3,639
防災行政用 移動無線	基地局 1 (統制台1、制御器21) 移動局 87 (車載51、可搬21、携帯15)	基地局 1 (制御器1) 移動局 48 (車載1、携帯47)	基地局 1 中継局 1 移動局 33 (車載局12、集落可搬局4、携帯局17)	基地局 1 移動局 13 (車載6、携帯7)	基地局 1 中継局 1 移動局 41 (車載局13、可搬局28)

4. 自主防災組織育成支援事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
自主防災組織 の現状	単位自主防災組織 433組織 地区連合自主防災組織 18組織	単位自主防災組織 12組織	単位自主防災組織 59組織	単位自主防災組織 41組織	単位自主防災組織 11組織
自主防災組織 編成時助成	標旗、ヘルメット、トランジスターメガホン、救急バック等の配付	なし	なし	1組織30,000円の助成	1組織30,000円の助成
自主防災組織 災害活動用 機材セット整備	市内小中学校の避難所倉庫へ発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セットの整備	なし	なし	なし	なし
自主防災組織 活動助成金	防災訓練、啓発活動、防災資機材の購入費等の2分の1を助成(世帯数に応じた限度額あり) 【単位自主防災組織】 世帯数 限度額 ~ 99 20,000円 100 ~ 299 40,000円 300 ~ 599 60,000円 600 ~ 899 80,000円 900 ~ 1499 100,000円 1500 ~ 2499 150,000円 2500以上 200,000円 【地区連合自主防災組織】 100,000円 【特例交付】 災害弱者支援訓練 限度額20,000円 避難所運営訓練 限度額50,000円 交付期間 H17~H19	防災訓練の実施、防災知識の普及、防災資機材の購入目的の助成 均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	・ 自主防災資機材購入費の3分の2の助成 ・ 防災訓練費用として助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 メイン会場加算額15,000円×8箇所	自主防災組織への活動費助成 均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯	なし

協議第32号

地域自治区等の設置及び都市内分権について

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

地域自治区の設置に関する協議

（地域自治区の設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤野町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、藤野町とする。

（地域自治区の設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。

（地域自治区の事務所）

第4条 地域自治区の事務所（以下「事務所」という。）の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
藤野町	相模原市藤野町小淵 2000番地	藤野町地域自治区事務所	合併前の藤野町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

(地域協議会の設置)

第 5 条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。

2 地域協議会の名称は、藤野町地域協議会とする。

(地域協議会の構成員)

第 6 条 地域協議会を組織する構成員 (以下「構成員」という。) は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

3 構成員の定数は、30 人以内とする。

4 構成員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 構成員は、再任を妨げない。

6 構成員には、報酬は、支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 7 条 地域協議会に会長及び副会長 1 人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の権限)

第 8 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かななければならない。

(1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項

3 市長その他の市の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第 9 条 地域協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会長は、構成員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委任)

第 10 条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

地域自治区等の設置及び都市内分権の考え方について

1 基本方針

新市全体の都市内分権のあり方については、平成23年4月を目途に検討するものとする。

新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、藤野町の区域を単位とした市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）の規定に基づく地域自治区を設置する。

合併新法の規定に基づく地域自治区の設置期間については、合併の期日から平成23年3月31日までとする。

【補足説明】

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併新法の規定に基づく地域自治区を導入するもの。

地域審議会については、法律により地域自治組織制度が創設されたため、検討対象から除外する。

改正地方自治法に基づく一般制度である地域自治区については、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。

法人格を持つ特別地方公共団体である合併特例区は、新市一体となったまちづくり推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から鑑みて選択しない。

2 地域自治区の概要

（ 地域自治区の制度の概要とイメージについては、資料1・2（144ページ・145ページ）を参照）

「地域協議会」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。

地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置する。

3 地域協議会について

前提条件

協議で定める地域協議会の設置等に関する事項は、合併新法に規定する事項とする。

地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、地域自治区の特徴を活かした運営が可能となるよう配慮する。

【参考】協議で定める項目と法律上の根拠

- 1 地域自治区の設置（地方自治法 第202条の4第1項、合併新法 第23条第1項）
- 2 地域自治区の設置期間（合併新法 第23条第1項）
- 3 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域（地方自治法 第202条の4第2項）
- 4 地域協議会の構成員の任期（地方自治法 第202条の5第4項）
- 5 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
（地方自治法 第202条の6第2項）
- 6 地域協議会に諮問し、又は地域協議会が、意見できる市町村の施策に関する重要事項
（地方自治法 第202条の7第2項）
- 7 地域協議会の構成員の定数など組織及び運営に関し必要な事項
（地方自治法 第202条の8）

構成員

地域自治区の住民から市長が選任する。

会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。

定数

30人以内とする。多様な意見が適切に反映されるよう公募委員を含める。

理由：「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」の基準により、原則として20人以下が適当と考えるが、各地域の特性に配慮し30人以内とした。

任期

2年以内とする。

理由：法定の上限は4年であるが、多様な住民の参画機会を確保するため

報酬

報酬は、支給しない。

理由：住民として担う自発的な協働活動の一環であるため、無報酬とする。

権限

市長等からの諮問に対する意見具申

【補足】合併新法第6条第9項では、合併市町村基本計画を変更しようとする場合には、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない旨の規定がある。

協議会が必要と思われる事項に関する意見具申

【補足】「協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域にかかるもの」という規定があるが、この重要事項に該当するものとしては、「当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項」を基本とする。

4 地域自治区の事務所について

事務所の事務

市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

地域協議会の庶務を処理する。

事務所の長

長は、事務吏員とする。

5 総合的な事務所等について

総合的な事務所の位置付け（総合的な事務所は、協議第14号 1を参照）

総合的な事務所 = 地域自治区の事務所 + 本庁の出先機関

旧町にある出先機関の扱い（出先機関の扱いは、協議第14号 2を参照）

旧町にある支所などの出先機関については、事務内容を精査し、住民サービス事務を取り扱うものとする。

【参考】協議第14号 1及び2

- 1 藤野町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 藤野町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

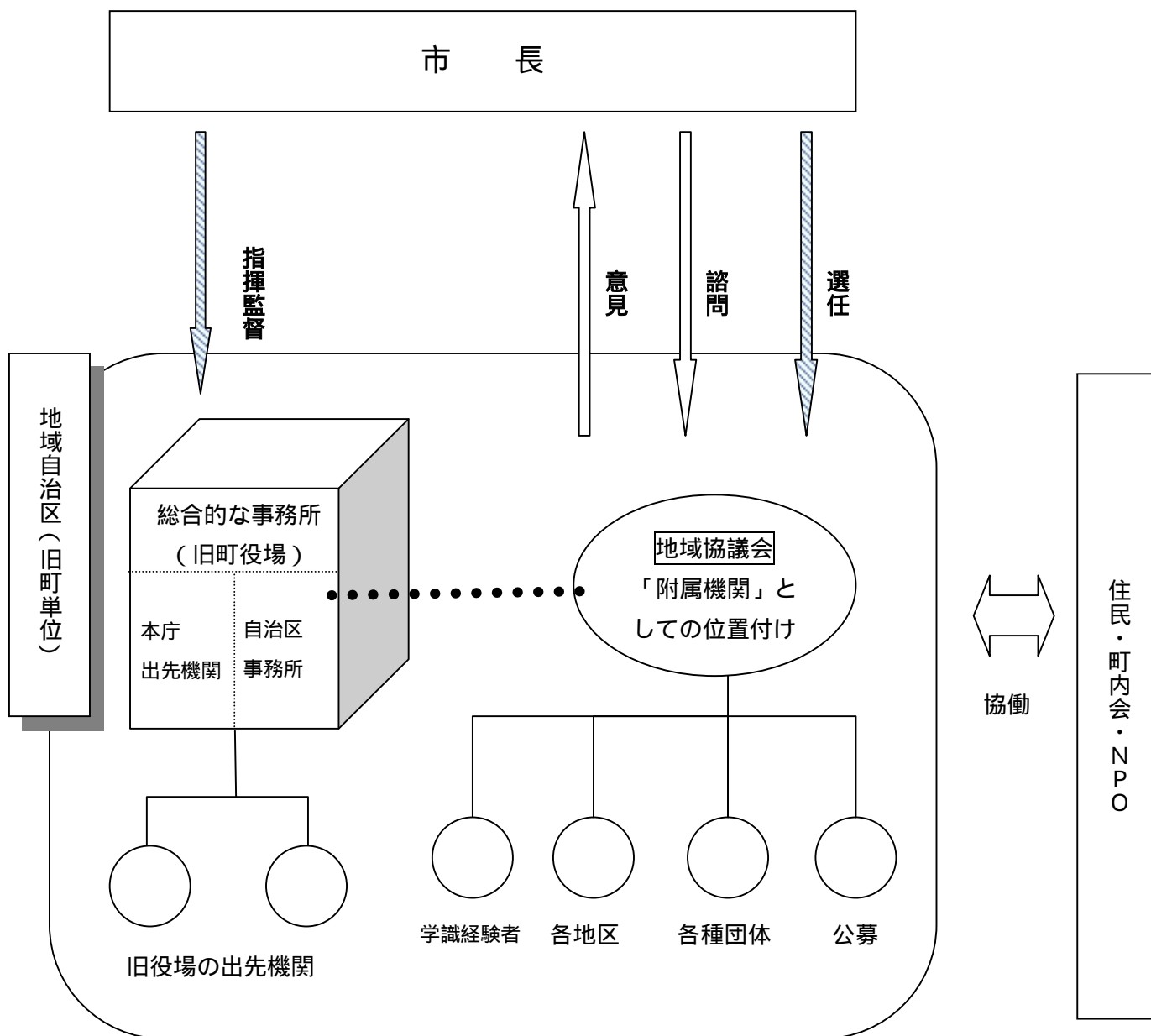
[地域自治組織等の概要]

資料 1

いわゆる「地域自治組織」

	地 域 自 治 区 地方自治法	地 域 自 治 区 合併新法	合 併 特 例 区 合併新法	地域審議会
設置手続	条例 合併にかかわらず全ての市町村で設置できる	関係市町村の協議 + 議会議決 合併済市町村は条例	関係市町村の協議 + 議会議決 + 知事認可 合併済市町村は定款 + 知事認可	関係市町村の協議 + 議会の議決 + 告示
名 称	条例により定める	協議により定める（区、町など）	協議により定める（区、町など）	協議により定める
法 人 格	なし	なし	あり（特別地方公共団体）	なし（附属機関）
区 域 等	市町村の全域に、区域を分けて設置する 市町村の一部に設置することはできない	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる 合併市町村の全域に置くこともできる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる 合併市町村の全域に置くこともできる	旧市町村単位
設置期間	期限なし	協議により定める（上限なし） 地域の実情に応じた適切な期間を設定する	5年以内 期間を延長することはできない	一定の期間
組 織 等	地域協議会 + 事務所	地域協議会 + 事務所	合併特別区協議会 + 事務所	諮問に対する答申 必要と認める事項についての意見具申
協 議 会	区域内に住所を有する住民 任期4年以内、原則無報酬 区域内の重要事項は必要的諮問事項	区域内に住所を有する住民 任期4年以内、原則無報酬 区域内の重要事項は必要的諮問事項	区域内に住所を有し、議会議員被選挙権を有する者 任期2年以内、原則無報酬 左記の他、予算等の重要事項に関する同意権がある 長は特別職（任期2年以内）	
事 務 所	長は事務吏員 市町村の出先機関として処理する事務 地域協議会の庶務を処理	長は事務吏員 特別職の区長の設置可（任期2年以内） 市町村の出先機関として処理する事務 地域協議会の庶務を処理	公の施設の設置管理、地域振興イベント等を処理 市町村の出先機関を併設することも可 合併特別区の庶務を処理	
住居表示の特例	なし	地域自治区の名称を冠する義務 (例) 市__区 市__町 など	合併特別区の名称を冠する義務 (例) 市__区 市__町 など	なし

藤野町区域に設置される地域自治区のイメージについて



報告第 1 1 号

各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その 3

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 1 月 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

調整方針一覧（Ｃランク）

建築部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	地区計画推進経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	1
2	建築審査会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2
3	都市デザイン推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3
4	屋外広告物許可等経費	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	5
5	相模原市建築基準条例	合併時に相模原市の制度を適用する。	6
6	建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定(道路に関するものを除く)	特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	7
7	建築基準法（第9条を除く）に規定する意見の聴取	合併時に相模原市の制度を適用する。	8
8	租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	9
9	相模原市地区計画等の案の作成手続に関する条例	合併時に相模原市の制度を適用する。	10
10	地区計画等の区域内における建築行為等の届出	合併時に相模原市の制度に統合する。	11
11	建築基準法第16条の規定に基づく国土交通大臣又は県知事への報告	合併時に相模原市の制度を適用する。	12
12	用途地域の指定のない区域における建築形態制限について	現行のまま新市に引き継ぐ。	13
13	マンション管理対策推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	14
14	建築に係る総合相談	合併時に相模原市の制度に統合する。	15

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 5	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6
1 6	神奈川県福祉の街づくり条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 7
1 7	建設リサイクル法に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 8
1 8	ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関する事務	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	1 9
1 9	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関する事務	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	2 0
2 0	ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1
2 1	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2
2 2	相模原市斎場の設置に関する指導基準に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3
2 3	既存木造住宅耐震化促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4
2 4	既存建築物等総合防災対策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5
2 5	建築審査等の事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 6
2 6	建築基準法に規定する道路	特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	2 7
2 7	建築基準法第 9 条に規定する意見の聴取	特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	2 8
2 8	違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務	特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	2 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
29	建築物、建築設備等の定期報告	特定行政庁事務により、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	30
30	住宅金融公庫受託業務に係る受付、審査及び報告	合併時に相模原市の制度を適用する。	31
31	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	32
32	エネルギーの使用の合理化に関する法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	33
33	建築物安全安心実施計画の推進事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	34
34	自然災害回避行政の事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	35
35	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る受付、審査、立入検査及び認定に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	36
36	被災建築物応急危険度判定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	37
37	住宅審議会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	38
38	市営住宅維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	39
39	市営住宅ストック総合改善事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	40
40	市営住宅整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	41
41	住宅に係る相談及び高齢者等の民間賃貸住宅入居支援	合併時に相模原市の制度を適用する。	42
42	市営住宅の入居者募集並びに入居及び退去	合併時に相模原市の制度に統合する。	43
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	44

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
4 4	高齢者の居住の安定確保に関する法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 5
4 5	魅力ある公共建築づくり推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 6
4 6	建築工事標準単価表の作成業務	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 7
4 7	公共施設の調査・設計・施工監督業務	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 8
4 8	公共建築物の維持保全計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 9

選挙管理委員会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	選挙管理委員会運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 0
2	選挙啓発経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 1
3	投票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 2
4	開票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 4
5	選挙公報発行費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 6
6	ポスター掲示場経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 7
7	選挙啓発費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 8
8	その他選挙執行経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 9
9	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 0
1 0	諸証明の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 1
1 1	選挙人名簿等の調製並びに縦覧及び閲覧	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 2
1 2	投票及び開票区域	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 3
1 3	期日前投票及び不在者投票	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 4
1 4	直接請求	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 6
1 5	検察審査員候補者	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7

監査委員部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	監査委員費	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 8
2	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 9
3	職員の人事及び給与	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 0
4	監査計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
5	定期監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 2
6	随時監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 3
7	出納検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 4
8	決算審査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 5
9	請求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 6
1 0	要求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 7
1 1	報告の徴収等	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 8
1 2	外部監査	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 9

会計部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
1	収入事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	80
2	支出事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	81
3	指定金融機関等	合併時に相模原市の制度に統合する。	82
4	公共料金支払基金の運用 管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	83